

『青山史学』四十二号正誤表

頁・段（上段・下段）・行	誤	正
四頁・四行目	二〇一八年	二〇一七年
四頁・七行目	二〇二〇年	二〇一九年
四頁・九行目	二〇二〇年	二〇一九年
八六頁・下段・一二行	印刷の際添付 <u>数</u> 度に付	印刷の際添付 <u>致</u> 度に付
八六頁・下段・一三行	万事印刷の <u>隣</u> に於る注意	万事印刷の <u>際</u> に於る注意
八九頁・下段・一行	<u>閱</u> 白の咎計るべからず	<u>閱</u> 白の咎計るべからず
八九頁・下段・九行	<u>初旬</u> 三戸に帰る	<u>初旬</u> 三戸に帰る

歴史書はこう創られた

—『南部史要』と原敬—

千 葉 一 大

はじめに

歴史を研究し叙述する意味は、過去のできごとがもつ意味の論証にある。具体的な叙述目的は、序文や本文の冒頭などに書かれているが、それらの内容を分析すると、支配の正当性を立証するなどの政治的な目的、歴史上のできごとへの興味、自分が信じる思想から過去のできごとの位置づけを試みたものなど、さまざまである。

歴史を検討する作業は、まず、研究のもとになる材料（史料）の収集、史料批判と取捨選択が必要となる。近代以後の歴史学の叙述では、取り上げたテーマについて先行して言及されたものも、立論の根拠として参照される^①。史料に則してできごとを解釈し、自説の補強のために先行研究の文献も参照しつつ、叙述がなされる。

本稿では、明治時代に入って編纂された、江戸時代の藩、大名家の歴史を記したある史書の成立過程を検討する。明治新政府は明治二年（一八六九）以降、明治維新を正当化する目的で修史事業を開始した。やがて政府は、主観が左右する歴史編纂から、史料を編纂して研究に供する

べきという考え方に転換し、明治二八年（一八九五）に帝国大学文科大
学に史料編纂掛を設置し、同三四年から史料集の刊行を開始した。現
在、史料編纂掛の後身である東京大学史料編纂所が、引き続き史料集
『大日本史料』『大日本古文書』などを編集している。明治四四年（一九
一一）には維新史料編纂会が設置され、維新史料の収集・編纂と、維新
通史の編纂が昭和一七年（一九四二）にかけて行われた。また各官庁で
も、所管事務に関わる沿革や史料編纂が盛んに行われた。それらのなか
でも、『大日本貨幣史』『大日本租税志』『日本財政経済史料』（以上、大
蔵省）、『徳川禁令考』（司法省）、『駅通志稿』（逓信省）、『日本教育史資
料』（文部省）、『日本林政史資料』（農林省）などは、現在の歴史研究で
も貴重な文献として活用されている^②。

政府中心の編纂事業に影響を受ける形で、藩や大名家の歴史をまとめ
る動きも盛んになる。この時期編纂された藩史・家史のなかには、『南
紀徳川史』（紀州徳川家）、『水戸藩史料』（水戸徳川家）、『防長回天史』（山
口毛利家）、『肥後藩国事史料』（熊本細川家）などが挙げられる。それ

らの特徴は、藩や大名家の存在意義、彼らから見た幕末・明治維新観の提示を試みたところにある。³ そのような歴史観を研究上「旧藩史観」と呼ぶ。⁴ 「旧藩」とは、明治維新後に江戸時代の藩を指した呼称だが、大久保利謙氏によれば、この当時「旧藩」なる語は、旧大名を「旧藩主」、家臣たちを「旧臣」と称する感覚で、旧藩主と旧臣（あるいは旧領民、旧領地も含む）が形成した世界と説明できる。⁵ 「旧藩」は、政権の中心で寡頭支配を進めていた薩摩・長州などの排他的・朋党的結合である「藩閥」と対立する概念で、藩閥により締め出されていた外部勢力とも重なる。「旧藩史観」は、歴史理論としては「公平無私」という立場を標榜しつつ、維新成就是藩閥の力に非ず、挙国一致的勤王論の高揚によるという抗議を含んでいた。

本稿の検討対象、南部家史・南部（盛岡）藩史である『南部史要』は、明治四四年（一九一一）に刊行された。⁶ まず同書が、右に見たように、歴史・史料編纂が官民で取り組まれ、歴史をまとめる必要性、史料を編纂する必要性が強く認識されていた時代に編纂、刊行された、いわば時代の産物であることを念頭に置く必要がある。同書冒頭の「緒言」によると、同書は「旧藩人」の間に待望されてきたという「南部家の奥州に移りてより、廢藩置県の時に至るまで、七百年四十一代の長年月」を「一貫したる藩史」として編纂されたもので、「完全なる一大歴史」ではなく「略史」と性格が自己規定されている。そして記述について「事實は誤謬なきを期せんと欲し」「旧藩人の情誼よりせば、成るべく善きを伝へ悪きを秘せんとするは、当然の人情なれども、それにては

当時の真相を伝ふること難し、故に善きも悪きも、忌憚なくこれを記し」たとし、「他藩との関係」も「公平を主として、褒貶の筆を避けた」とする。『南部史要』は、「公平」の標榜、大名家・藩の存在意義の規定、維新への過程の提示という「旧藩史観」という観点を有し、近代国家の権力を握った「藩閥」から遠ざけられた地域、人々により、彼らの経た歴史として編まれた書物である。

さらに「緒言」では、最終的に原稿を起草したのは菊池悟郎という人物だとしている。菊池は文中「余」と自称する人物に原稿を送り、その人物の批評が加えられたものを、さらに編纂委員が目を通し、協議した結果に基づいて、手が加えられ決定稿がまとめられたとする。

「余」と称する「緒言」の執筆者は「原敬」（一八五六―一九二一）。岩手県市部（盛岡市）選挙区選出の衆議院議員で、大正七年（一九一八）に内閣総理大臣に就任し、「平民宰相」と呼ばれるその人である。

原敬は日本近代政治史上重要な政治家の一人であり、その伝記的研究、政治的に彼の果たした役割について論じた研究は枚挙に暇がない。⁷ 多くの「旧藩」で「旧藩主」家が藩史編纂を行う中、『南部史要』は、地元出身の有力政治家が、編纂委員に委嘱、調査させ、その編纂費用を一切支弁するという特異な形態で刊行された。原が藩史編纂を行ったことについて言及する先行研究も存在する。⁸ しかし、経緯を簡単にたどり『南部史要』は公平な史書だと結論づけても、原がいかなる問題意識を持って生育の地の藩史編纂を主導し、積極的に関与したのか、さらには『南部史要』を貫く歴史観がいかなるものなのか、そもそも「公平」

年表・原敬の一生

西暦	年号	月 / 日	事 項
1856	安政 3	2/ 9	本宮村（現盛岡市本宮）に生まれる。盛岡藩士原直治とリツの次男。
1870	明治 3	1/	藩校作人館修文所に入学。
1871	明治 4	12/	上京。南部家設立の英学校「共慣義塾」に入る。
1872	明治 5	11/	東京麹町の天主教協会神学校に入り、神父マリンの学僕になる。
1873	明治 6	4/	受洗。洗礼名はダビデ。
1874	明治 7	4/	神父エブラルの従僕として新潟に赴く。
1875	明治 8	6/30	分家して平民となる。
1876	明治 9	7/	司法省法学校に入学。
1879	明治 12	3/	食堂の賄への不満が暴発した騒動に巻き込まれ、退学処分。
		4/	郵便報知新聞社に入社。
1882	明治 15	1/26	郵便報知新聞社退社。
		4/	神戸で発行の『大東日報』主筆に就任。
		11/	外務省御用掛。
1883	明治 16	11/26	天津領事。
1885	明治 18	5/ 9	在仏公使館書記官。
1889	明治 22	4/26	農商務省参事官。
1890	明治 23	1/21	農商務大臣秘書官。その後、大臣陸奥宗光と出会う。
1892	明治 25	3/ 4	大臣陸奥宗光辞任により大臣秘書官を辞職。
		8/13	外務大臣となった陸奥に招かれ、外務省通商局長就任。
1895	明治 28	5/21	外務次官就任。
1896	明治 29	6/11	在朝鮮特命全権公使。
1897	明治 30	9/ 1	官界を辞す。
		9/16	大阪毎日新聞社入社。編集総理となる。
1898	明治 31	9/27	大阪毎日新聞社社長。
1900	明治 33	7/	立憲政友会設立。結党準備に参画。
		9/	立憲政友会入党。総務委員兼幹事長就任。
		12/22	第 4 次伊藤内閣で逓信大臣に就任。
1901	明治 34	6/ 2	逓信大臣辞任。
		11/	北浜銀行（大阪）頭取。
1902	明治 35	8/10	第 7 回総選挙で盛岡市から衆議院議員に初当選。以後死去まで連続 8 回当選。
1906	明治 39	1/ 7	第 1 次西園寺内閣成立。内務大臣就任。
1909	明治 41	1/14	逓信大臣兼任（～ 3/25）。
		7/14	内務大臣辞任。
		8/24	外遊出発（～翌年 2/20）。
1911	明治 44	8/28	第 2 次西園寺内閣で内務大臣兼鉄道院総裁に就任。
1912	大正 元	12/21	内務大臣辞任。前官礼遇を賜る。
1913	大正 2	2/20	（第 1 次）山本内閣で内務大臣就任。
1914	大正 3	4/16	内務大臣辞任。前官礼遇を賜る。
		6/18	立憲政友会総裁（第 3 代）就任。
1918	大正 7	9/26	組閣の大命降下。
		9/29	親任式。内閣総理大臣兼司法大臣（司法大臣は 1920/5/15 まで）。
1921	大正 10	11/ 4	東京駅で暗殺。

盛岡市編著『原敬年表』（盛岡市役所、1951年）、森嘉兵衛「原敬思想年表」（原奎一郎著・原敬遺徳顕彰会編集発行『原敬』1976年所収）による

という評価は至当かどうか、これらの点については再検討の必要があるように筆者には思われる。

本稿では、原が藩史編纂に関与するに至る経緯、具体的な編纂過程、藩史の持つ特徴を明らかにしながら、近世幕藩制社会の残滓として近代にも根深く残っていた「旧藩」の存在と、それに深く根差した近代政治家の関わりについて考察を深めたい。

一 原敬と南部家

原敬は明治八年（一八七五）に分家して平民となっているが、原家は、もともと盛岡藩士で、藩内で幕末期に至り台頭し、高い家格を有するに至った。考察の前提として、江戸時代の南部家と原家の主従関係、近代に入ってから原敬と南部家との関係に言及するが、この点について、これまでの研究は、千葉優氏の論考⁹⁾や、生地¹⁰⁾の記念館が配布したパンフレット¹¹⁾で、藩政史料を用いて言及したことを除けば、戦中に前田蓮山が著した原の伝記¹²⁾を祖述とするものとみられ、検証が十分ではない。¹³⁾

服部之総が、歴代首相の出自を、伊藤博文は足輕、黒田、山県、松方、大隈、桂、山本、寺内はすべて平藩士、家老の子は原敬一人だが、原家が高い家格を得たのは、敬の祖父の代からと指摘する通り¹⁴⁾、原家は南部家臣の譜代門閥ではない。

盛岡藩士の系図集「参考諸家系図」や、藩に提出された原家の由緒書上によると、原家の先祖は近江の戦国大名浅井家の一族とされる。初代

平兵衛政親は、寛永一〇年（一六三三）に南部家に召し抱えられ、糠部郡福田村（現岩手県二戸市福田）・長瀬村（現同市浄法寺町御山）で知行一〇〇石を給された。¹⁵⁾以降の歴代について【表1】に家督相続年、就いた主な役職、家禄の変遷をまとめた。藩が編纂した「参考諸家系図」と原家の系図では三代政直を代数に入れるか否かで違いがあるが、ここでは父が南部行信の娘に付属させられた際家禄を受け継いだとする「参考諸家系図」の記述に則っている。

四代茂平慶貴（政親とも）は、勘定頭を務めていた元禄一六年（一七〇三）、のちに「儒者論」と称される事件により家禄を没収された。慶貴の処罰理由は、当時の藩主南部信恩をその座から追おうとしたためとも、儒学信奉者が藩政を壟断したことに対する反動とも、切支丹類族だった信恩の生母を糾弾する動きがあったためともいうが、これらはいずれも事件よりかなり後に編まれた『内史略』、文化年間（一八〇四～一八一八）に南部家の一門である遠野南部家の家臣が著した「秘密之夢」といった編纂物の記載に拠る。¹⁷⁾しかし、「盛岡藩家老席雜書」「御記録」¹⁸⁾「刑罪」などといった盛岡藩藩政史料から、処罰されたのが専ら藩財政に深く関与していた人々であること、彼らが財政政策を主導してきた前藩主行信の藩政が、連続する飢饉・凶作のもと緊縮財政を推進し、その一方で民政への配慮がなされたこと、さらに事件の中心人物と目された勘定頭北川新左衛門宗俊が近年の「新法」による藩内の動揺、財政面の失策を糾弾されていること¹⁹⁾などが明らかで、事件の本質は、儒学への思想統制面よりも、藩主交代で噴出した藩の政策、特に財政面

【表1】盛岡藩士・原家の歴代

代数	諱	名乗り	先代との関係	家督年	事項	備考
初代	政澄	平兵衛		寛永10年 (1633)	南部重直に知行100石で召し抱え	
2代	政明	平兵衛	政澄子	貞享2年 (1685)	貞享3年、南部行信の娘熊姫付きとなり、家禄は子の政直に譲り、金方100石を給される。政直早世後、家禄を返される	
3代	政直	十蔵	政明子	貞享3年 (1686)	命により、父の禄を賜って家督。父に先立って死去したため、知行は父に返される	
4代	慶貴	茂平	養子（黒沼弥惣兵衛直武長男）	元禄7年 (1694)	藩命により原家の家名を相続。勘定頭。元禄16年（1703）収禄。宝永6年（1709）5人扶持で召し返し。享保18年（1733）新田を加増、55石3升7合を知行	
5代	政芳	平兵衛	養子（江柄又六次納次男）	元文元年 (1736)	寛保元年（1741）新田分加増、都合62石1斗7合。寛保2年（1742）向中野通代官。寛保4年（1744）飯岡・栗谷川通代官。延享5年（1748）二子・万丁目通代官。寛延3年（1750）田名部御新田奉行兼任。宝暦3年（1753）上田通代官。宝暦6年（1756）宮古通代官、御用金差し上げを賞し、200石加増。宝暦14年（1764）大槌通代官。明和3年（1766）宮古通代官、次男喜三太に高50石分知。明和4年（1767）京都御留守居、三男大吉に50石分知。明和6年（1769）御者頭	
6代	芳忠	直記	政芳次男	安永7年 (1778)	安永6年（1777）奥使。安永8年（1779）御相撲頭兼帯。寛政8年（1796）大槌通代官兼帯。享和3年（1803）地方38石加増、200石を知行	
7代	芳武	平兵衛	芳忠嫡子	文化2年 (1805)	文化2年（1805）御長柄頭。文化7年（1810）御者頭	
8代	芳隆	直記	芳武次男	文政2年 (1819)	文政2年（1819）御次。文政6年（1823）御納戸。文政8年（1825）御持弓頭、御小人頭・御納戸・御刀番・御客懸兼帯。文政10年（1827）新田26石8斗8升1合を身帯に加え、都合226石8斗8升3合を知行。文政11年（1828）御勘定奉行兼帯、大目付格。天保4年（1834）御用人御側兼帯。天保6年（1836）御者頭。天保7年（1837）御納戸、御持筒頭格。天保9年（1839）御用人格、御用人御側兼帯。天保13年（1843）御側御用人表兼帯。天保14年（1844）御近習頭格。嘉永元年（1848）御側御用人・御元メ・奥兼帯。嘉永3年（1851）御近習頭格。嘉永4年（1852）御近習頭、御新丸御番頭家格。嘉永6年（1854）加判列・御近習頭兼帯、加判御役奥兼帯。安政5年（1858）新御番組御番頭	原敬祖父
9代	政中 (政隆)	直治	芳隆次男	安政5年 (1858)	天保14年（1843）側詰、安政5年（1858）新御番組御番頭	原敬父
10代	政養	平太郎	政中長男	文久3年 (1863)	慶応3年（1867）新御番組御番頭	後の原恭。敬の兄

「参考諸家系図」巻五十五、「諸士給人由緒帳」、「御番割遠近帳」（いずれももりおか歴史文化館蔵）、および「原家略系図」（『原敬研究資料〈67〉 原敬日記を繙く 原敬100回忌特別企画展（前編）疾風怒濤の前半生』原敬記念館、2021年、3頁）、『原敬研究資料〈72〉 原敬日記を繙く 原敬記念館第68回企画展 原敬のご先祖様—盛岡藩士・原家の歴史—』（原敬記念館、2023年）により作成

をめぐる政変によるものと考えることが自然だろう。
慶貴は宝永六年（一七〇九）に帰参が許され、その後盛岡近郊の志和郡や岩手郡で新田開発を積極的に手掛け、さらに次代の平兵衛政芳が、宝暦六年（一七五六）に飢饉対策で財政危機に陥った藩へ金八〇〇両を献金して二〇〇石を増加されている。²¹盛岡藩士原家は、新田開発を通じ資産形成に成功したと考えられる。

盛岡藩が藩士に支給する俸禄は、耕作する百姓付きで土地（知行所）を給する地方、禄高の年貢相当分の蔵米を給付する現米、金・銀・銭を支給する御金方、毎月扶持米を支給される扶持方の四種に大別できるが、これらが組み合わされる場合もある。敬の祖父である原家八代当主の直記芳隆（一七八五～一八六〇）の代、天保一〇年（一八四〇）時点の原家の知行については、藩政史料に詳細な内訳が残されている。【表2】に示したように、当時藩から原家に与えられた知行は高二二六石八斗八升三合²²であったが、扶持方と地方（知行方）が組み合わされ給されていた。²³地方は領内各所に分散して給され、その高一九六石八斗八升三合のうち、二三石六斗四升四合は天明四年（一七八四）の大飢饉で耕作不能になっており、実質的に原家が地

【表2】天保10年（1839）時点における原家の知行

区分	郡	通村名	現地名	石高	備考
地方	閉伊郡	大迫通達曾部村	岩手県遠野市宮守町達曾部	50.004	
	閉伊郡	大迫通下宮守村	岩手県遠野市宮守町下宮守	49.931	
	二戸郡	福岡通小鳥谷村	岩手県二戸郡一戸町小鳥谷	38.000	
	岩手郡	雫石通上野村	岩手県岩手郡雫石町上野	9.098	
	岩手郡	雫石通御明神村	岩手県岩手郡雫石町御明神	9.018	
	岩手郡	雫石通長山村	岩手県岩手郡雫石町長山	8.727	
	紫波郡	日詰通二日町新田	岩手県紫波郡紫波町二日町	2.747	天明4年の飢饉以降不仕付高
	紫波郡	日詰通宮手村	岩手県紫波郡紫波町宮手	29.360	うち20.897、天明4年の飢饉以降不仕付高
	小 計			196.883	うち23.644、不仕付高
扶持方			30.000		
合 計			226.883		

「天保十年亥十月諸士知行寺社領給人与力平年所務書上」三・貳百石以上（もりおか歴史文化館蔵）、「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典 3 岩手県』（角川書店、1985年）により作成

【表3】原家の知行地からの所務

村名	米	大豆	銭
達曾部村	55俵		10貫文
下宮守村	54俵 3斗 4升 2合		12貫500文
小鳥谷村		16俵 1斗 6升	53貫300文
上 野 村	9俵 1斗 2升 2合		3貫180文
御明神村	7俵 2斗 4升 8合		3貫160文
長 山 村	9俵		3貫 55文
宮 手 村	9俵		
計	144俵3斗4升3合	16俵1斗6升	85貫203文

「天保十年亥十月諸士知行寺社領給人与力平年所務書上」三・貳百石以上（もりおか歴史文化館蔵）により作成

方から収入を得られるのは一七三石二斗三升九合分である。この知行から平年に原家の収入となる所務は【表3】に示したように、米七〇駄三斗四升三合²⁴、大豆八駄一斗六升、銭八五貫二〇三文であった。一方、扶持方は藩の蔵奉行から出される引き換え状（米切手）により、個人ごとと一日六合の割で毎月蔵米を支給されるもので、「〇人扶持」という給与表示がなされる。盛岡藩では一人扶持が年額米六俵に該当し、知行高に換算すると六石相当となる。原家は宝永六年の帰参時に五人扶持の禄を給され、これは禄高に直すと三〇石に相当する。天保一〇年当時にも、原家は禄高三〇石相当の扶持米、すなわち米三〇俵を藩から支給された。この段階でも宝永六年帰参時の扶持米がそのままの形で俸禄として維持されていたことになる。

なお、文久三年（一八六三）に父直治政中の隠居により家督を相続した平太郎政養²⁵（敬の兄、のち恭と改名。一八五二―一九一八）の代には、禄高は祖父の代と同じだが、その家禄構成に変化が生じ、内訳が、地方一五八石八斗八升三合（年貢収入一五二俵）、扶持方三〇石（扶持米三〇俵）、金目高三〇石（一石につき一貫三五〇文の割で支給）、大豆一六俵（地方の出来、扶持米、大豆とも一俵は三斗七升入り）と変わり、地方の一部が金方に転換されている。

敬の弟である原誠の回想によれば、芳隆は俸禄加増を辞退したが、原家は知行所のほかに屋敷を構えていた本宮村（現盛岡市本宮・仙北一丁目・西仙北一丁目）から隣村の飯岡村（現同市上飯岡・下飯岡）や下鹿妻村（現同市下鹿妻）にかけて米一〇〇〇余俵もの収穫を得られる土地

歴史書はこう創られた

を自作田地として所有していた²⁷。この自作田地の所有実態を今のところ明らかにできないが、藩政末期の原家が藩士でも富裕だったのは、知行地からの収入に加え、所有する自作田地経営からの収入で資産を形成したことが大きかったとみる。

盛岡藩家臣の資格は、上から「上々様方」と呼ばれる藩主の掛人になっている親族、知行を与えられ分家した藩主一門の「御家門方」、重臣層の「高知」、勤役中藩政に功績のあった者、または高知の分家で本家から願い出のあった者を取り立てた「御新丸御番頭」、一般藩士である「平士」（三〇〇石、二〇〇石、一〇〇石、五〇石と禄高によって家格に差違がある）、五〇石クラスの下級藩士と同格の扱いを受け、盛岡のほか領内各地に居住していた「御給人」と呼ばれる人々までが士分で、軍役も五〇石以上に賦課された。藩主にまみえる資格を有さなかった与力・同心（足輕）が家臣団最下層に位置づけられた²⁸。原家は長らく平士だったが、芳隆が藩主南部利用・南部利濟二代に側役人として仕え、嘉永四年（一八五二）一〇月二〇日に盛岡城大奥造宮の功により「御新丸御番頭」へ格上げされた²⁹。

また芳隆は、用人兼側用人や御側頭（御近習頭³⁰）に挙げられ、嘉永六年（一八五三）に加判列³¹、さらに短期間だが加判に就いた³²。原敬の伝記的研究では、加判という盛岡藩の役職について、家老の格式だとか、家老の見習いとかとさまざまに記されているが、盛岡藩の役職の序列を記した「御役順」（もりおか歴史文化館蔵）や官職沿革についてまとめた「公国史」官職志（同蔵）の記載からみて、「加判御役」は家老のこ

とを指す。「格」や「列」には藩内では明確な序列が存在し、「被仰出書留」では、文化一三年（一八一六）に「加判御役見習」という役職の名目が廃止され「加判列」と改称されており、列が見習い、格はその一段階上で同格として扱われる立場とみなされる。加判列は家老見習い、加判は家老と理解してよい。

原が明治一六年（一八八三）から同一八八一年にかけて、清の天津駐在領事に在任中、山東半島東部の芝罘（現中華人民共和国山東省烟台市）領事が、幕末維新期の盛岡藩家老、大参事を歴任した東次郎で、「昔し、貴君の御祖父様と我輩は同役（家老）なりしが、其の孫の貴君と、支那に於て、同役と成るとは、我輩今昔の感に堪へぬ」といわれ、互いに手を取り大笑したという。⁽³³⁾ 東は芳隆を同役と認識していた傍証となる。

なお、天保八年（一八三八）一二月、盛岡藩では役職手当（役知）を家老一〇〇〇石、御近習頭五〇〇石、用人二〇〇石と定め、御金方（高の年貢相当分を現金支給）で給すると定めた。⁽³⁴⁾ この場合、家老は年二〇〇両、近習頭は同じく一〇〇両、用人は同じく五〇両の支給となる。運用は、江戸幕府の足高制同様、知行高が役知を超過すれば支給されない。⁽³⁵⁾ 盛岡藩でも実力主義という考え方が生じ、中級藩士である芳隆の家老累進にもつながったと考えられる。

原家が仕えてきた南部家は、明治維新後、旧公家や徳川将軍家・旧大名、国家に対する勲功を認められた者とともに、「華族」となり、明治一七年（一八八四）に華族令が制定されると、伯爵を授けられた。

華族南部家と原との直接的なかわりは、公には明治三二年（一八八

九）一二月二九日に諮問委員就任を委託され就任したことに始まる。⁽³⁷⁾ これ以降、原は一〇年間にわたり諮問委員を続けた。その辞任後も南部家の家政に関わり、明治三八年（一九〇五）四月一七日には、顧問就任を伯爵家の人々から直接依頼され受諾している。⁽³⁸⁾

千葉優氏が指摘するように、旧盛岡藩出身者の中では珍しく藩閥有力者と深い関係を有した原の存在は、南部家にとって非常に重要なものであった。⁽³⁹⁾ 原も「旧藩主」に対する「旧臣」としての立場を取り続けた。「旧藩」という結合は廃藩置県以降も地域社会において強固に存在したと指摘される一方、近代国家確立過程で皇室の権威が強まり、日清・日露戦争を経て民衆の「臣民」化傾向が強まると、「旧藩主」の地域における権威が薄れるとの指摘もある。⁽⁴¹⁾ この指摘を裏付けるように、原は東京に居住する「旧藩主」が郷里と縁故が薄れる事態を「こんな状態では温かるべき郷土が冷えるばかりだ」と危惧していた。⁽⁴²⁾ 「旧臣」として「旧藩主」と関わりのあった彼の実感であったのだろう。南部家の当主利淳の結婚直後、原は「藩主が東京を永住の地とされることは差支へないが、このまゝでは郷土の人々と旧藩主との温かいつながりが次第に冷えてしまふばかりであるから、どうか夏の間だけでも出来るだけ長く展墓旁々盛岡に滞在されて郷里の人々に接触していただきたい。避暑なども出来ることなら湘南とか信州とかでなく、是非盛岡にしてください。」といふ意味合ひの「建白書」を提出したという。⁽⁴³⁾ 原と利淳との関係、南部家に旧領とのつながりを保ち続けるよう求めた原の働きかけの一端は、千葉優氏の研究に詳しい。傲岸不遜といわれた原が、雑談を交

わしていた利淳に用件を言上する段になると、畳三畳飛び退き平伏したという話⁽⁴⁶⁾からも、原の意識のもとでは、新時代に対応し主要な地位を占めることと、「旧藩」「旧藩主」の存在が両立し得ており、「旧臣」の家柄として「旧藩主」への敬意が失われていなかったことを物語る。時を経て薄れかねない「旧藩」「旧藩主」の存在を、地域社会の核として維持しようとは原は試み続けた。

原家は、江戸時代初期に召し抱えられて以降、代々盛岡藩士として南部家の祿を食んだ。原家の歴史は南部家の隆替と密接だったといっても過言ではない。原敬自身も、「旧臣」出身の出世頭として南部家に頼られる立場であった。原が南部家の歴史編纂に関わることは、強いつながりのある「旧藩」「旧藩主」の歴史を明らかにし、また「旧藩」の歴史に原家の位置づけを連関させ、明確にすることでもあった。⁽⁴⁵⁾問題はそれを原が必要とした理由である。

二 藩史編纂事業の開始

(ア) 絶たれていたつながり

原敬は「郷里盛岡を愛していた」という。弟の誠は「兄は死ぬまで籍を盛岡に置き、東京は寄留地にしておりました。兄は常に言って居りました。祖先の墓のある故郷を心から離すやうでは何事も駄目だと」と述べている。⁽⁴⁶⁾父 潜^{ふかし}（駐ブラジル公使）が盛岡藩出身で原と親しく、自らも原を知っていた杉村陽太郎（国際連盟事務局次長、駐イタリア大使）は、「原さんの秘書官などは『どうもうちの御父は盛岡の人を好いて困

る』と言って居た位である」と記している。⁽⁴⁷⁾

しかし、地元大家族や親族もいたにもかかわらず、原自身と故郷のつながりは、明治四年に上京してから明治三五年（一九〇二）の総選挙出馬まで、短期間の滞在・帰省を除いてはほぼ絶たれていた。⁽⁴⁸⁾盛岡では、彼が官僚として出世するにつれて地元出身者であることが広まり、さらに外務次官や全権公使になると「今に盛岡から大臣が出る」などといった。⁽⁴⁹⁾地元でも忘れられた存在だった原を大臣に待望し始めた当時の盛岡人の意識も一考する必要がある。彼らの多くは、戊辰戦争敗戦後の混乱と苦境を体験した当人やその家族だった。そのような人たちの抱く歴史観の一端は、明治四一年（一九〇九）に岩手県の教師、教育関係者の組織、岩手県教育会が編纂した岩手県の歴史地理概説書『岩手県志』からうかがえる。「將軍徳川慶喜の大政を奉還するに及び、奥羽諸藩は、主家の滅亡に殉せんとて、明治元年四月白石城に会して盟約し、以て官軍に抗せり。盛岡藩主南部利剛、一ノ関藩主田村邦栄も之に加はる。然れども白河、会津の軍破れ、官軍東下するに及び、両藩共に降り」という叙述は、主従関係を軸に順逆の名分を立て、官軍との交戦を徳川將軍家という主家に殉じたものとして誇るような認識である。⁽⁵⁰⁾このような強気の叙述とは裏腹に、政府や官僚組織を藩閥の巢窟と認識し、藩閥に鬱屈したところがあつたとされる。⁽⁵¹⁾戊辰戦争の敗北は当時の盛岡人にとって劣等感につながっていた。原の官界、言論界、財界での成功が、彼らに目覚ましくみえたことも事実だろう。

明治三三年（一九〇〇）九月に結党された新政党「立憲政友会」に原

は参画し、一月に総務委員兼幹事長に就任する。ところが二月二二日、原は汚職事件で告発された星亨の後任として、第四次伊藤博文内閣の通信大臣に就任した。就任翌日の『東京朝日新聞』は、「原敬氏ハ岩手県盛岡の人、東北人大臣となるの始め」と記した。内閣制度創設から一六年目で、初めて東北出身の大臣が誕生したことになる。その時盛岡人は「大臣は藩閥の専売品では無い、藩閥の外なる盛岡からも、既に一人の大臣が出たではないか」と「意気俄に昂然たる」様相を呈したというが、しばらくすると原が「郷里に対して甚だしく冷淡」という評判が立ちはじめた。⁽⁵²⁾ 当時の原の様子について、のちに記された新聞記事は次のように伝えている。

(前略) 当時盛岡には、中央政界に於ける有力者の援助を俟つて、解決を徹する問題も若干有つた、彼の通相となるに及んで、盛岡の有志中彼の援助を請はんが為めに、遙に上京訪問したのもあつたが、何れも失望して帰るのであつた、彼が人に接して頗る如才なくなつたのは極く近年の事で、ツイ数年前までは、態度頗る傲岸、それに一種厭ふべき理屈屋で、人の談論に対し、懷疑的、詭弁的な理屈を弄し反問追求、遂に人をして憤懣切齒せしめざれば止まざるの習癖があつた、偶三十年顧みざる郷里の有象無象が尋ねて来て歯牙にもかゝらぬ地方問題を、恰も天下の大問題であるかの如く持ちかけられるに及んで彼は彼一流の習癖を發揮して之を撃退した。⁽⁵³⁾

原と面会、陳情が叶う盛岡の人々は、大臣となった原に、立場を利用した利益誘導を求めた。一方、原は国政を与る立場から、生まれ故郷で

あつても盛岡のこののみにかずらわつてはいられないという姿勢を示した。国家の政治に携わる者として自らを規定するその姿勢は、利益誘導を断られ溝が生じた人々から、失望と故郷に冷たい人物というレッテルを貼られて伝えられたのである。

明治三三年に衆議院議員選挙法が改正され、各県の選挙区割り「市部」とそれ以外の「郡部」に分かれ、盛岡市ははじめて市域を範囲とする独立した選挙区となった。⁽⁵⁴⁾ この選挙法に基づく最初の選挙が、明治三五年八月一〇日執行の第七回衆議院議員総選挙である。原は政友会幹部として選挙の指揮を執る立場だったが、彼自身が立候補する選挙区は、選挙数か月前まで決まっていなかった。⁽⁵⁵⁾

明治前期、自由民権運動が盛んで、早くから自由党の地盤となっていた岩手県だったが、前回明治三二年八月の総選挙では、地租増徴に反発した憲政本党を地主層が支持し、盛岡を含む岩手県第一区に擁立された旧藩主南部利剛の次男で大隈重信の婿養子となっていた英磨をはじめ、全県の定員五名のうち三名を占めた。一方、自由党の系譜を引く憲政党の当選者は二名にとどまった。⁽⁵⁷⁾ 明治三五年の選挙では、大隈英磨は郡部選挙区に移って立候補し、憲政党から政友会岩手支部へと行き着いた元自由党系の人々は、党幹部である原の市部(盛岡)からの立候補を主張した。⁽⁵⁸⁾ 一方、原は政友会への入党当時、議席を占めるのには貴族院議員でもよいと考えていたこと、⁽⁵⁹⁾ もうひとつは、盛岡市長清岡等が辞職して立候補準備を始めたことから、盛岡からの立候補に慎重だった。清岡は当時の盛岡財界の中心にあり、地方政界にも強い影響力を持つ

「北上派」⁽⁶¹⁾から強力な支持を得た有力候補だった。その一方、人間関係や銀行経営・人事をめぐる対立から、有力な地方財界人小野慶蔵⁽⁶²⁾が原を擁立する動きも存在するなど、盛岡経済界は一枚岩ではなかった。

原は清岡や「北上派」に政友会入党を勧めていた。彼は、自らの立候補が盛岡の政治的安定を害することを危惧し、市民の多数が出馬を希望し、円満に推挙を得られるならば擁立に応じるという姿勢だった。⁽⁶³⁾ところが清岡が原に送りつけた書翰で原の勧告を拒否すると、⁽⁶⁴⁾原は支持者と協議し、盛岡からの立候補を決意した。⁽⁶⁵⁾

選挙戦に入ると、原は清岡の支持者から、伴食大臣を経たに過ぎない、郷里に立脚しない者を盛岡選出代議士にできないと誹謗された。一方、原の支持者は清岡を田舎者よばわりし、代議士として前市長と大臣経験者のいずれが適当かと、全国的政治家としての立場をアピールして攻撃を強めた。⁽⁶⁶⁾原自身も清岡派の批判に対し反論する必要性を感じたよう、明治三五年六月七日に盛岡市生姜町（現同市南大通一丁目・中ノ橋通一丁目）にあった集会場「杜陵館」で開かれた「実業講話会」の演説で次のように述べている。

（前略）この居らぬことに就ては極めて郷里に冷淡なるが如き評判もある。吾輩はこの冷淡といふことに就ては敢て然りと同意は出来ないが、強て弁解を費す価値はないと信ずる。（中略）久しく郷里に居らぬといふのは私の境遇の然らしむる所であるから、冷淡と言はれやうが何と言はれやうが強て弁解を費さぬ。併し事情は斯の如きものである。而してその間に於て自ら信ずる所によれば決し

て郷里の名前を汚したやうな仕事をしたことはないと信ずる。又余り郷里の御厄介にもならぬと信ずる。仮令公益を人に与えることが出来ぬでも、自ら厄介にもならず其郷里の体面をも汚さないといふことに於きましては、私は郷里に背かないといふことだけは明言し得られる。（拍手起る）（下略）⁽⁶⁷⁾

原は、郷里を出て、書生から外交官となり、その後言論界・実業界に転じた自らの経歴を綿々と語りながら、自分は故郷を頼らず、故郷に親身ではないともいわれるが、決して恥をかかせたり迷惑をかけたなり、泥を塗ったりしたこともないと言い切った。ただ、演説で自分の経歴を語り、「郷里に冷淡」という評判に弁明、反駁を加えたことは、裏返せば、原にとって郷里とのつながりが薄いと批判が、選挙情勢に影響を与える、かなり応えるものであったことは否定できない。

一方原は、代議士候補が政見として「国家の公事」すなわち「国家の前途に関する大体の趣意」を有権者に訴えることが必要だとしたが、盛岡の将来を語ることは「余り当を得たことではない」とした。彼は大臣在任中と同様、国政に携わる者が「決して一地方の利害を諸君に訴えるべき場合ではない」という態度を採った。⁽⁶⁸⁾

選挙そのものは、原が北上派の対立関係に目をつけ切り崩したことで、原に確固たる票田が存在したこと、また市政を牛耳ってきた北上派への嫌悪感などにより、原の勝利に終わった。⁽⁶⁹⁾選挙後わずか四か月で衆議院は解散され、再び総選挙が実施されたが、前回の選挙から間もないため、清岡と北上派は選挙態勢が整わず、持ちかけた候補者調整の取引を

原に拒絶され、結局原を推さざるを得なくなった。⁽⁷⁾この結果、同年三月一日の総選挙で原は他に立候補者のない状態で当選し、以後、原は【表4】に示すように、最終的に八度の当選を積み重ねる。このような原の選挙について、彼が首相になる頃には「(前略)無論天上天下唯我独尊の独舞台、区民代表者が恭しく推薦状を懐に自腹を痛めて出京し芝公園の邸に罷り参ずるのは、落選諸氏以て如何の感ありやと申したい」などと新聞記事に取り上げられている。⁽⁸⁾しかし、原の「無競争」当選が可能になったことをもって、地盤固めが完了したと考えるのは早計である。

【表4】からは、毎回少なくとも棄権者がでていることがわかる。原の死後、盛岡を地盤に選出された代議士田子一民は、戦後開かれた原の追悼会で、「生きておられるときは、盛岡市は必ずしも全部尊敬しておつたものでもございません、相当な反対もあり非難もあり、小言もあったように私たちは思っております」と語っている。⁽⁹⁾田子は生前から原と面識があり、大正一二年(一九二三)の総選挙で、原の墓前宛てに立候補を報告する電報を打ち政友本党から立候補、原の後任として政友会総裁となった高橋是清と岩手県第一区(盛岡市)で激しい選挙戦となったことで知られるが、その彼からこのような発言があったことは注目される。⁽¹⁰⁾

原の選挙区に対する最大のアピールは、全国的規模で名の知られた「名士」だった。⁽¹¹⁾しかし、原自身の考え方や政治への取り組み方は、「郷里に立脚」すること、そして地元への利益誘導を求める盛岡の一部

【表4】原敬の選挙

総選挙	の別 通常・臨時	執行年月日	選挙区	定数	選挙人	過半数	失格者	棄権者	無効票	当落	得票数	立候補者名	所属政党
第7回	通常	明治35年 8月10日	盛岡市	1	316	159		44	2	当	175	原敬	立憲政友会
第8回	臨時	明治36年 3月 1日						72	1	次点	95	清岡等	
第9回	臨時	明治37年 3月 1日			282	142		69	0	当	212	原敬	立憲政友会
第10回	通常	明治41年 5月15日						203	4		1	その他	
第11回	通常	明治45年 5月15日			645	323		191	4	当	438	原敬	立憲政友会
第12回	臨時	大正 4年 3月25日			717	359		160	6	当	521	原敬	立憲政友会
第13回	臨時	大正 6年 4月20日			802	402	25	164	4		1	その他	
第14回	臨時	大正 9年 5月10日	岩手県 第1区		769	385	19	441	11	当	578	原敬	立憲政友会
					1727		11				4	その他	
										当	1254	原敬	立憲政友会
											10	その他	

『自第七回至第十三回衆議院議員総選挙一覧』(衆議院事務局、1917年)、『第十四回衆議院議員総選挙一覧 附大正十二年施行府県会議員選挙一覧』(衆議院事務局、1924年)により作成

有権者とベクトルが異なっていた。このことが国政に地域への利益誘導を求める人々からの白眼視につながったとみられる。事実、このあと明治期を通じて、原の地盤を脅かす動きは存在し続ける。⁽⁷⁸⁾「無競争」当選をし続ける強い原という外目からみた姿と違い、田子の発言や、彼に一票を投じない一定の人々の存在からは、「郷里に冷淡」という一度貼られたレッテルが作用し、選挙区における原の足枷として終生続いた可能性を指摘できる。まして、政治家になったばかりの原にとって、地盤にこのような状況が存在したことは、今後の懸念材料となり得たはずである。

衆議院議員である以上、選出されるためには、実績と確固たる地盤が必要である。その後の原は、北上派を自派勢力下に収斂する一方、毎年一定期間盛岡に滞在し、園遊会を開いて地元人士と接触する機会を設けて人心掌握に努め、⁽⁸⁰⁾地方政治の最終的な調停者としても重みを加えていった。⁽⁸¹⁾また、社会的影響力のある新聞が反対派に利用されないようにも努めた。⁽⁸²⁾さらに原は盛岡での社会事業や教育への寄付行為などにも熱心だった。⁽⁸³⁾それらの行為は原の政界に占める立場の重みと相まって、地盤形成に結実したと考えられる。⁽⁸⁴⁾そのような地盤形成の一環として、原自身も理解でき、それを通して地元社会の理解を得、共有可能なものとして目を向けたのが、当時盛岡の地域社会に濃厚に存在し、自身も「旧大名」南部家と強い関係を持ち結合していた「旧藩」の存在だった。

歴史書はこう創られた

(イ) 選挙当日に提案された藩史編纂

衆議院議員に二度目の当選を果たした明治三六年三月一日当日の夕刻、原は盛岡本町の「芳田園」で開かれた親睦会に出席した。この日の宴は『原敬日記』⁽⁸⁵⁾によれば、盛岡藩校作人館修文所の同窓会であったと記されているが、別の史料⁽⁸⁶⁾では、小野慶蔵をはじめとする原の支援者や、清岡等と北上派の人々も出席しており、単純な同窓会などではなく、非常に政治色濃厚な、呉越同舟の集いだった。

しかし、そのような場で原が言いだしたのは、旧藩主の南部家がこの地方に領地を与えられてからのことや、明治維新における動向の顛末について調査を行い、旧藩の歴史を編纂しようということだった。原が提案した内容は左記の通りである。

南部藩ノ歴史ニハ数種ノ旧記アレトモ著者各其知レル所ヲ記シ事項区々ニシテ六百年ヲ通シテ統一セルモノナシ、殊ニ近代ノ事ニ至リテハ未タ編纂シタルモノアラス、今ニシテ之カ編纂ヲ欠クアラハ古人ノ事績遂ニ湮滅スルニ至ラン、歎カハシキコトナラスヤ、而テ南部家ニ於テモ近年多事ニシテ此等ノ事ニ着手スルノ暇アラス、故ニ此際旧藩人有志相謀リ之カ委員ヲ設ケ大凡二ヶ年ヲ期シテ成效スヘキ目的ヲ以テ編纂ニ着手セハ如何、諸君若シ賛同スルアラハ予モ亦応分ノ力ヲ致サン、⁽⁸⁷⁾

右の引用箇所を要点をまとめれば、

- ① 南部藩の歴史に統一見解がない。旧記の叙述が、著者たちが銘々に知り得たことだけを記しているためだ。

- ② 藩の近い時代の歴史は、未だに編纂されていない。
- ③ 現段階で藩史が編纂されなければ、過去が湮滅する。
- ④ 南部家は近年多事で、藩史編纂の余裕がない。
- ⑤ 「旧藩人有志」が委員を出し、大凡二か年で「成效」を期してはどうか。

というものである。

この原の提案に、まず、県立盛岡中学校（現在の岩手県立盛岡第一高等学校の前身）の漢文教諭だった猪川静雄⁸⁸がこの機を逃すべきではないと賛同、ついで旧藩士出身で「九臯堂」という印刷・出版業を営んでいた堀内政定も、以前有志と計画した藩史編纂を断念した経緯を語り、速やかに着手の方法を講じるよう提案し、満座の賛同を得た。猪川の同僚である青木正興（一八四九～一九二二）は、この場で編纂規定を調べ、原の指名により委員を選定し編纂を一任するよう求めた。原は、この日欠席していた板垣政徳（一八三四～一九二二）と、出席者から堀内、青木の三人を委員として選び、さらに、叙述は伝承そのままを記録し、諸説分かれるものはそれらを列記して、史実の論評は避けることを要望した。堀内と青木は委員就任をただちに承諾、翌日板垣も承諾した。原は「応分ノ力」として、当座の編纂費用を寄付することも約束している。

原の指名で委員に選ばれた三人のうち、板垣政徳は、戊辰戦争の敗戦の際、家老橋山佐渡や藩校作人館教授江幡五郎（のち那珂梧楼と改名）とともに、盛岡藩から首謀者として新政府側に引き渡された勘定奉

行佐々木直作の長男である。直作は赦免後、板垣桑陰と名乗り沼宮内（現岩手県岩手郡岩手町）で漢学の塾を開いたが、政徳は確認できるかぎり明治一七年（一八八四）以前から沼宮内を選挙区に含む北岩手郡選出の県会議員⁹⁰、同二〇年には気仙郡長に就任しており、詩文に堪能だった。堀内政定も旧臣の出で、父の権七正弼は実兄の順平と天保年間（一八三〇～一八四四）から木製活字製造に着手し、慶応二年（一八六六）藩命により盛岡城の隅櫓で活版印刷を行い、自宅でも印刷物を販売したという。政定は次弟の政業、三弟の多田政固とともに「九臯堂」⁹¹を開業、経営していた。一方、青木正興は大迫（現岩手県花巻市大迫町）の出身、原とは藩校作人館の同窓で、盛岡中学校で修身と漢文の教鞭をとっていた。

選挙当日、しかも、原の無競争当選が確実ななかで藩史編纂が発表されたことは、単なる偶然として片付けられない問題を含んでいる。原が問題提起や編纂の期間まで示し、費用負担もその場で約束したことは、その場の思い付きで可能なことではない。また編纂にいち早く賛同した青木は原の同窓で、猪川は青木の同僚である。さらに堀内と青木の二人が委員指名を即座に受諾したことからも、根回しが済んでいた可能性を指摘できる。

もちろん、原が「緒言」において自ら述べたように、歴史的事件の経緯について統一的見解を示そうとしたこと、知る者がいるうちに「旧藩」の存在意義についてまとめようと考えたことは否定できない。その一方、なぜ彼は選挙当日に、盛岡の有力者たち、しかも対立関係にある

清岡や「北上派」の人々もいる場で、藩史編纂を提案し、満座の賛同を得ることができたのか考える必要がある。

まず、南部伯爵家を取りまく状況が挙げられる。この前年、当主利恭（二八五五―一九〇三）の妻菊子が死去し、また、利恭の弟英磨が莫大な負債を抱え大隈家から離縁され、またこの年一〇月に利恭が亡くなり、その跡を継いだ利祥（二八八二―一九〇五）が厳しい儉約を実施する⁽⁹⁵⁾ほど、多事で財政的に苦しい状況にあることを南部家の顧問である原は理解していた。「旧藩主」の権威が薄れかねない状況の下、南部家が編纂事業を行う余裕がないことを理解したうえで、同家への影響力が強い原自らそれを行う意志を固めたことが考えられる。藩史編纂・刊行により地域社会における「旧藩」の存在感を高め、求心力を維持することも原は考慮したのではないか。

さらに、彼の選挙区盛岡が、「旧藩」の城下町で、その住人が士族、平民を問わず、藩の存在とともに生きてきた人々やその家族だったことも要素として考えられる。「旧藩」意識が人々の間に広く存在し、その歴史を編纂することは、先祖から彼らに至る歴史をまとめることに連なる。「旧藩」意識が、選挙により噴出した有力者間の対立から乱れていた市の「平和」を促進しようとは原は考えたのではないか。そしてその目論見通り、懇親会で「旧藩」は人々をつなげたのである。

原による藩史編纂の提案は、準備万端、計画的に行われたもので、「旧藩主」の権威を維持し、「旧藩」の求心力により対立する選挙区内の感情を融和させ、ひいては原自身の地盤固めとして導き出された深謀遠

慮だったと推論しておきたい。

委員に指名された板垣・堀内・青木の三人は、盛岡城址に鎮座し、南部家を祀る桜山神社の社務所で数度の会合を持ち、藩史の編纂規定を取りまとめるとともに、神社側から社務所を編纂所として利用することも了解された。三人は編纂委員を選定し、三月二二日に彼らとともに編纂規定や編纂順序（編纂方針）を確定させた。編纂規定は七か条にわたり、①「藩史編纂所」は藩史編纂を目的とする、②編纂委員を置き、四月に原稿を起稿し、二年後の三月編纂完了を期す、③委員は担任する範囲の史料を収集し、毎月第二・第四日曜日に会合する、④会には主事一名、幹事三名、協賛委員・編纂委員若干名を置く、⑤編纂関係書類は南部家から借用し、その他必要に応じて委員が蒐集する、借用した書籍は桜山神社の倉庫に収める、⑥日誌と書籍目録を備える、⑦会の経費は寄付金で支弁するというものである。また、編纂に当たっては、①初代から当代までを四つの期間に区分しそれぞれ編纂担当者を定めること、②年月日順に記述する編年体を取り、文体は漢字かな交じり文、記述は簡明を期す、③従来の伝承を踏まえ私見を差し挟まず、説が複数ある時はすべて記載すること、引用文献（史料）は書名を明記すること、藩主の母・子の名前、生死の年月、墓所は明記すること、④編纂区分は南部家の初代から一代、二二代から二二代、二二代から三三代、三三代から四一代の四部とし、各部の草稿が完成したものから委員が互いに回覧、修正することとされた⁽⁹⁶⁾。

また、委員を代表して板垣・堀内・青木、さらに経理を担当すること

になった実業家の板内鑛郎の四人が連名で、東京にいる南部家に宛て、「南部藩史編纂ノ儀ニ付開申」という書状を送り、史料借用などの協力を仰いだ。⁽⁹⁷⁾ 編纂委員の申し出を受け、南部家でもこの事業を認め、その後史料貸借などの協力が得られることになる。

三 迷走する編纂

藩史編纂は、明治三六年四月に南部家から必要な史料などを借り受け、また常に編纂所に日勤する常置委員（旧臣）出身の村木邇・照井正名の二人）を置くなどして、作業が開始された模様である。⁽⁹⁸⁾

一〇月には板垣政徳が上京し、原の紹介で枢密顧問官の林友幸に面会した。⁽⁹⁹⁾ 林は長州藩の出身で、維新当時新政府の財政担当の役人として東北に出張し、その後盛岡藩大参事なども務めた人物である、板垣は維新前後の盛岡藩の動向を林から綿密に聞き取りを試み、また林もこれに協力して詳細な談話内容が記録された。⁽¹⁰⁰⁾ 明治三七年（一九〇四）一月二四日発信の板垣の原宛書簡によれば、維新関係史料の取り調べを編纂委員たちが分担して取り組むことになり、東京・京都・大阪の動向、仙台と奥羽越列藩同盟の本拠のちに盛岡藩が転封された白石の動向、箱館とその他の戦地、藩政・盛岡近傍の史料担当の四部門に分かれ活動を始めた⁽¹⁰¹⁾とある。このような聞き取りが行われたことから、この藩史編纂の目的の一つが「戊辰前後」の盛岡藩の動向を明らかにすることにあつたことが確認できる。

また明治三七年七月には、帝国大学史料編纂掛から編纂員の三浦周行

（明治四二年より京都帝国大学教授）が盛岡に来訪、南部家から借用した藩史編纂所の史料から馬事関係史料の書写を依頼され、爾後交流を図り、必要な史料の書写の便宜を図る申し合わせがなされた。⁽¹⁰²⁾「藩史編纂所日記」の同年七月二七日条によれば早くも写本が大学に送付され、依頼以外にも「五世伝弁妄四世事蹟考」という史料を寄贈した。⁽¹⁰³⁾ この時送られた史料とみられるものが、現在も東京大学史料編纂所に残されている。⁽¹⁰⁴⁾

また、明治三八年に常置委員の照井正名が東京に赴いた際、史料編纂掛を訪ね、必要な書籍を閲覧し、同時に「編纂ノ手続」についても教示を受けた。帰郷後、照井は「材料台帳」を作成し、年月日順に史料の抜書を貼付する形式で、史料整理を行う方法を取り入れた。⁽¹⁰⁵⁾ 現在もりおか歴史文化館には、藩史編纂の際に作成された史料の抜き書きや、それを基にした藩史の初稿に当たる「藩史草稿」という史料群が残されている。その中にこの照井が史料編纂掛で方法を学び、藩史編纂所に持ち帰って取り入れた「材料台帳」に当たるとみられるものが存在する。藩主南部利用の代や幕末維新期の史料抜書に見られるもので、用紙の柱の部分に「南部藩史編纂草稿用」と書いた台紙に、日ごとに史料とその出典を抜粋した紙片を、年月日順に張り付け、それを綴じたものである。この手法は史料編纂掛が『大日本史料』の編纂材料として作成していた「史料稿本」の方法を踏襲したものと考えられる。「史料稿本」は年月日順の編年体で配列され、各日条は日付の後、歴史の主なできごとの概要をまとめた見出しに当たる「綱文」が記され、出典となる史料名・史料

群の名前が記された後、本文として史料が一点ずつ並んでいく作り方である。⁽¹⁰⁾ 照井が質問した「編纂ノ手続」とは、藩史編纂における「史料稿本」の作成法だったとみられる。ただ、その結果作成された「材料台帳」には網文がなく、それを設けるつもりであったのか、また照井がいかなる南部藩史の姿を考えたのか、たとえば、史料稿本を基にした『大日本史料』のような史料集形式だったのか、あくまでも「材料台帳」は編纂材料だったのか、そのあたりのことは不明である。

藩史編纂事業は順調に進んだかのように見える。所定の通りであれば、明治三十八年三月までが編纂期間であった。ところが、二年間の期限が迫った明治三十八年二月二十六日付で編纂委員の青木正興と、藩史編纂の經理を担当していた枋内鑛郎は原への書翰で、委員全員で集中勉強したが、到底来月には完成が見込めず、夏休暇の時期までに一通り調査を終えたいと述べた。⁽¹¹⁾ 結局、江戸時代後期の藩主南部利敬以降の藩主の事蹟は、史料豊富で内容が込み入って作業は完了せず、一年間の期限延長となった。⁽¹²⁾ ところが、明治三十九年五月八日付で原に宛てた青木と堀内政定の両編纂委員の書翰では、文章の整頓や記事の内容を適宜に行う必要が生じたとして、再度一年半の延長が要請された。⁽¹³⁾ つまり、編纂事業は長期化することになったのである。

「藩史編纂所日記」に収録された「状況調」において、遅れが生じた原因を編纂委員が次のように自己分析している。⁽¹⁴⁾

(前略) 顧レハ本事業ヲ起スヤ明治卅六年三月ヲ以テ成效スヘキ目的ナリシニ斯ク遷延ニ及ヒタルハ、利敬公御事蹟調査ノ為メ編纂ヲ

歴史書はこう創られた

中止シ、次テ御留書ヲ発見シ、事業手違ヒトナリ、大ニ手数ト時間ヲ要シタルコト、且委員中多クハ本業務アリテ余暇ヲ以テ編纂ニ従事シ、或ハ半途ニシテ、或ハ他ニ移リ、或ハ辞シ、或ハ死去シ、予期ノ如ク従事スル能ハサル等其事由多々アルモ、要スルニ常之ヲ統一指導スル人ナク、惟年一回原君ノ指示アルノミナルモ亦其原因ナリ、(下略)

右に基づき、編纂遅引の原因を詳細にみていくことにする。

問題その一 編纂委員の人手不足

まず、委員自身の問題である。既述の通り、明治三十六年三月一日に原から板垣政徳、堀内政定、青木正興が委員として指名され、そののち彼らが推挙する形で編纂委員が定められた。『南部史要』の「緒言」によれば、世話人を除き、最終的に編纂委員となったのは延べ一四名だったが、編纂の終局まで従事した者、途中で辞した者、逆に加わった者、途中死亡した者もいた。【表5】は、編纂開始当初期に藩史編纂委員となった人々について、その職業と分担箇所をまとめたものである。分担箇所とは、南部家歴代を四部に分け、それぞれに委員を張り付け、担当箇所ごとに編纂を進めたという、その割り当て箇所を示したものである。原の指名した堀内、青木、板垣三委員と、編纂事務所の財務・会計を担当した枋内は分担箇所をもたず、編纂実務を分担していない。実際に『原敬関係文書』に収録された「南部藩史編纂関係書類」や彼らが個別に原宛に発した書簡によれば、彼らが編纂の状況について細かに報告し、場合によっては編纂の進行に関する指示を仰ぎ、一方で原に資金提

【表5】 編纂開始当初の藩史編纂委員

氏名	職業	役割	担当箇所
堀内政定	印刷業	世話人	
板垣政徳	元政治家・役人	世話人	
柄内鉦郎	会社員	経理担当	
青木正興	教員	世話人	
菅 敬愛	新聞記者		第一部
玉内勝蔵	教員		
志村義玄	役人		
藤村正次郎	教員		第二部
遠藤幹次郎	教員		
横川謙吾	役人		
瀬山陽吉	教員		第三部
照井正名		常置委員	
木村秀彦	教員		
高杉義質	教員		第四部
佐々木正郎	役人		
村木 邇		常置委員	

「藩史編纂人名」（『原敬関係文書』別巻、82頁）等により作成

供を求めるなどの状況を見て取れる。また「緒言」では「板垣政徳、堀内政定、青木正興の三君を世話人とし」たと記されている。彼らの役割は、彼らの役回りは、大所高所から編纂事業を運営する立場だったとみられる。

委員のほとんどは、学校の教員や役人、会社員などの本務があった。「状況調」によれば、彼らは本務の余暇に編纂に当たり、また「緒言」によれば、無報酬で従事していた。無給で本務を抱えながら膨大な史料と格闘する編纂事業への従事は大きな負担になったとみられる。

問題その二 旧藩主家からの依頼、そして戦争の影響

遅れの原因として次に挙げられるのが、明治三十七年七月に、藩史編纂

所に対し、南部伯爵家から一九世紀前期の藩主南部利敬の事蹟調査が依頼され、作業をそちらに振り向けたことである。

この年二月に日露戦争が開戦されている。明治二年（一八八九）に旧大名家と公家出身の三条家・岩倉家が連合して幕末維新史調査団体として結成され、このころには全大名華族が加盟し、「旧藩史観」を唱導した「史談会」^⑩は、日露開戦後、江戸時代後期、ロシアが北方の脅威となったことを想起し、一九世紀初頭、ロシアの蝦夷地襲撃事件を「露艦騒動」と称し、その事蹟調査を実施した。その一環として、騒動発生当時の盛岡藩主南部利敬の事蹟調査を南部家に依頼、南部家ではそれを藩史編纂所に委嘱した。藩史編纂は中断され、編纂委員らが数か月間取り調べに従事した。^⑪明治三十七年一〇月二十八日付で史談会から利敬を筆頭に据えた「露国交渉事件旧功者追賞上申書」が内閣総理大臣桂太郎宛てに提出された。^⑫史談会が南部家に依頼して利敬の事蹟調査を行ったのは、日露交戦の状況下で「国家ノ重要事件ニシテ之カ折衝ノ大任ヲ遂行シ国家ノ体面ヲ保持シ君命ヲ辱メサルノ功績」により、利敬をはじめ、江戸後期から幕末にかけ蝦夷地直轄や蝦夷地警備、日露交渉にあたった人々への位階追贈を申請することが目的だった。一方史談会には、上申書に「本会近世歴史ノ調査上其事蹟ヲ確認スルニ足ルモノアリ」とあるように、自らの活動、旧藩に対する影響力、高い調査能力の存在を政府に認めさせ、維新史調査の主導権を握ろうとする目的も存在していたとみられる。^⑬

ただし、この事態が藩史編纂に与えたメリットもある。まず藩史の南

部利敬の代に関する史料の下調べとなったことは否めない。充実した調査も反映してか、伊藤之雄氏も指摘しているように、完成した藩史は、幕末維新期の藩主である南部利剛について、南部利敬の代についての記述の分量が多い¹⁰。さらに、明治三十七年一月一日付の原敬宛藩史編纂委員の書翰によれば、原からの蝦夷地関係書類への一括借用の求めに応じ、この調査でまとめられた「南部利敬公履歴」「南部利敬公履歴参考書類」が原に送られている。同書翰によれば、原はこの蝦夷地警備と盛岡藩とのかかわりについて「時節柄」、つまり日露戦争にあわせ、「一日モ早ク公表」すべきだと考えていた模様である。同年一月三日付の南部家の家令太田時敏¹¹が編纂委員に宛てた書簡では、利敬の代のロシアとの経緯が『大阪新聞』『岩手日報』に掲載されたのは、委員尽力の結果とする謝意が示された¹²。掲載時期から見ても、これは「在京原敬氏談」として『岩手日報』紙上に連載された「露艦騒動」という連載記事だと考えられる。【表6】として確認できた記事内容をまとめたが、原の談話は、藩史編纂所から送られた編纂資料をもとに語った内容が記事にされたとみられる。

このような記事が新聞紙上に掲載された理由を考えたい。宣戦以前、原の所属する政友会は、明治三十六年一月一日に各支部へ伝達した総裁演説要領で、わが国は「内に在りては国力を培養し、文明を扶植し、外に對しては国権を伸張し国利を推進する」という「維新中興」の国是のもとにあり、それに則した外交の「成効」を得るための行動の自由を認めるが、国民の希望を背景とした党の主張に反する行動がとられた場

歴史書はこう創られた

合、国是を誤るものとして責任の所在を問うと言明、開戦に慎重な立場をとった¹³。総裁の西園寺公望は、同年一月八日に京都で開催された政友会近畿大会で、大意、日露対立は外交解決に尽力すべきで、外交の妨げにならぬよう、安易な戦争・平和の鼓吹を控えるよう求めた¹⁴。党幹部の原自身も同様の立場で、開戦を避けるために外交交渉を求め、戦争を最終的手段として認識していた¹⁵。そして、国民は平和を望み、政府が国内の強硬論に迎合し、ロシアに拙劣を極める外交交渉を行っているとみていた¹⁶。しかし、明治三十七年二月の日露開戦を受け、同年三月一日に開かれた政友会臨時大会で、政友会総務委員の原は、国家未曾有の事態に際し「忠勇なる海陸軍軍人は遠く海外に在つて戦争に従事して居る次第であるから、国内に在る所の国民は一致協力して之が後援を為さなければ為さぬ場合であらう」とし「此場合に於ては彼此の議論ありとするも、此交戦の目的を達する為には全力を注がなければならぬ」と挨拶した¹⁷。さらに西園寺も開戦決定のうへは「国家の汚隆は繫いて此戦争の勝敗如何」と述べ、「終局の全勝を得るまで我が国民たる者は一歩も譲つてならぬ」として「満幅の精神を以て」軍事費負担を党議として決議するよう黨員に求めた¹⁸。原もまた、時の桂太郎内閣の内政・外交の舵取りの拙劣さから戦争が生じたにしろ、軍事行動に必要な予算審議に應じる、という姿勢をとった¹⁹。

日露間の戦闘が激化する中「露艦騒動」の連載は続いた。史実を題材とする連載自体は、当時の政治、軍事、外交へ直接的影響を与えようとしたものではないだろう。原の曾祖父平兵衛政武は、江戸幕府から盛岡

【表6】『岩手日報』連載「露艦騒動」記事内容

回数	掲載日	掲載号数	内容
1	1904/11/ 7	2258	開始にあたっての前書き（ロシアに対する敵愾心の起因、藩史編纂への着手とそこでの「露艦騒動」への言及について、「露艦騒動」の定義づけ）
2	1904/11/ 8	2258	「露艦騒動」言及に当たっての問題点の提示、寛政元年のクナシリ島事件、寛政4年ラクスマン来航
3	1904/11/ 9	2258	ラクスマン来航と幕府方針に対する批評、「露艦騒動」言及に当たっての注意点
4	1904/11/10	2258	沿岸へのロシア間の接近、対応する盛岡藩財政の困難
5	1904/11/13	2264	沿岸警備の装備と人員、蝦夷地勤番の開始
6	1904/11/15	2265	蝦夷地勤番の展開
7	欠	欠	欠号
8	1904/11/17	2267	幕府による蝦夷地全島直轄と蝦夷地勤番強化
9	1904/11/18	2268	エトロフ島事件と典拠史料（千葉政之進書上）紹介
10	1904/11/19	2269	エトロフ島事件
11	1904/11/20	2270	エトロフ島事件
12	1904/11/22	2271	エトロフ島事件
13	1904/11/23	2272	エトロフ島事件
14	1904/11/25	2273	エトロフ島事件
15	1904/11/26	2274	欠号（エトロフ島事件カ）
16	1904/11/27	2275	エトロフ島事件
17	1904/11/29	2276	エトロフ島事件
18	1904/11/30	2277	エトロフ島事件
19	1904/12/ 1	2278	エトロフ島事件への盛岡藩の対応
20	1904/12/ 2	2279	蝦夷地勤番による藩財政困窮
21	1904/12/ 3	2280	蝦夷地勤番による藩財政困窮
22	1904/12/ 3	2281	蝦夷地勤番による藩財政困窮と兵員不足
23	1904/12/ 5	2282	20万石高直しと文化7年のラソワ人捕縛
24	1904/12/ 7	2283	グローニン事件
25	1904/12/ 8	2284	グローニン事件
26	1904/12/ 9	2285	グローニン事件
27	1904/12/10	2286	グローニン事件
28	1904/12/11	2287	グローニン事件
29	1904/12/13	2288	グローニン事件
30	1904/12/17	2292	グローニン事件
31	1904/12/20	2294	グローニン事件
32	1904/12/21	2295	グローニン事件
33	1904/12/22	2296	グローニン事件
34	1904/12/25	2299	グローニン事件
35	1904/12/27	2300	グローニン事件
36	1904/12/28	2301	グローニン事件
37	1904/12/29	2302	グローニン事件
38	欠	欠	欠号
39	1905/1/5	2304	盛岡藩への拝借金貸与、蝦夷地警備の継続、南部利敬の治世の総括、附言（南部藩史編纂の進展）

岩手県立図書館蔵『岩手日報』マイクロフィルムにより作成

藩に軍役奉仕として課された蝦夷地警備に、藩命によって動員され現地に赴いており、その際の記録「万日記」(岩手県立図書館蔵)が残されている。原は、曾祖父にも関連する江戸時代後期の史実を読者に紹介し、たとえば紛争現場で拙劣な態度を示した幕府役人を糾弾することで、暗に交渉や判断の重要性を諷しつつ、対外戦争の歴史的背景や盛岡藩の関与を明らかにする一方で、開戦後の沸き立つ世間に応え、自身の談話という形を採ることで、暗に自身や政友会の戦争協力姿勢をアピールしたとみられる。一方、この「露艦騒動」の連載第一回と最終回で、原は藩史編纂事業を告知し、記事内容は藩史に反映すると読者に伝えている。この連載は藩史編纂事業の副産物であり、宣伝としても活用されたのである。

一〇〇年前の「露艦騒動」が、日露開戦と国民の戦争熱を背景に活動の発展を目論んだ歴史団体により掘り起こされ、これを契機に藩の存在意義を明らかにした旧大名家・藩史編纂事業がそれに結びつき、さらに政治的な思惑も絡むことになった。史実解明と藩史記載内容充実につながった反面、戦争の影が叙述に影響する結果にもなった。歴史叙述は、往々にして時代の雰囲気の影響を受けるものであることを物語る。

問題その三 新史料発見

より重大なのは、「事業手違ヒ」と明確に調書に記された新史料の「発見」である。「雑書」と呼ばれるこの史料の詳細と「発見」の意義は、前号所収の拙稿⁽¹⁷⁾を参照されたい。そこでも触れたように「雑書」は、現在「盛岡藩家老席雑書」と称される史料である。同史料は明治三

歴史書はこう創られた

八年八月に、盛岡市呉服町(現中ノ橋通一丁目)にあった南部家の米蔵に収納されているのを「発見」された⁽¹⁸⁾。編纂委員たちは、その膨大な史料から、所出基準を設けないうまま、記事を抽出し始めた。その理由を編纂委員が左記のように書き記している。

寛永廿一年^(アキマツ) 月改元正保元年ト成ル、

是ヨリ以後ノ記事ハ歴代ノ表御用部屋老臣ノ詰ノ間日記、所謂雑書ナルモノ伝ヘテ今ニ存ス、時ニ間々一二ノ欠本アリト雖、之ヲ以テ原本ト為シ、時ニ或ハ他ノ記録ヨリ抄出シテ之ヲ補フモノアルトキハ其条下ニ其書目ヲ注シテ其出処ヲ明ラカセリ、而シテ今年ヨリ元文ノ末年ニ至ル凡ソ九十余年間ノ日記ハ一定ノ書式ナシ、思フニ當時筆記ノ役人未タ全備ニ至ラス、其事ニ当リタルモノ勿卒ノ間ニ事実ヲ記録シタリシモノ有リシナラン、故ニ誤字、落字、略字、墨色模糊、又ハ蠹蝕ニ依リ字画ノ分明ナラサルモノ多シ、然レトモ事情ノ真率ヲ表シ、後人ヲシテ当時ヲ追想セシムルノ効ハ却テ立派ナル史筆ノ右ニ出ルモノナリ、故ニ勤メテ其記事ヲ抄録セリ、⁽¹⁹⁾

編纂委員たちは、「家老席雑書」などの留書類が、できごとについての真実を示し、のちの人にとその当時のことを考えさせるのに歴史叙述よりも良いと見なし、寛永二十二年(正保元年、一六四四)以降の記事はこれを叙述の典拠として用いることにしたのである。⁽²⁰⁾

「藩史草稿」中に残されている「抜書」は、罫紙に蠅頭の小さな文字で記され、「家老席雑書」のほか、藩政の実務を担当した御用人の詰め所で

ある「御用人所雑書」などの藩政史料が抜粋対象にされた。この作業により、編纂の予定は大幅に超過することになった。¹¹⁾

問題その四 委員の指示待ち体質

もう一点、最大の原因として「概況調」では、委員の仕事を統括して取りまとめようとする動きもなく、年一回原敬が帰省する際に指示があるだけだったと指摘している。実はこの「概況調」が、後述のように原と編纂について密に連絡を取り合った堀内政定が作成したものであり、原を攻める意図よりも、編纂委員のまとまりのなさ、指示待ち体質を批判するところに本質がある。編纂規定などを原の方針に沿って定めたにもかかわらず、委員自身がそれを遵守しない状態が起こる、職務多忙な原の年一回の指示を待つという主体性のなさを、堀内は指摘したかったとみられる。

問題その五 編纂方針のブレ、そして、谷河尚忠

「概況調」の挙げる事業が遅れた原因は以上だが、「藩史編纂所日記」から最大の原因と思われる点を指摘できる。それは、新史料「発見」後、原が立てた編纂方針を委員たち自身がブレさせたことである。

史料の抜き書きを行っていた編纂委員の中から、抜書を用い叙述するより、「家老席雑書」をはじめとする留書そのものを刊行しようとする声が出始めたのである。この主唱者は、明治三十九年（一九〇六）から編纂委員に加わり、いつの間にか編纂委員長格に納まった「旧臣」の一人、谷河尚忠（一八三四～一九一八）である。¹²⁾ 谷河は原より年長で、維新直後には盛岡南部家の分家が藩知事となった七戸藩の権大参事に就

任し、その後自由民権運動に参加、県会議長、衆議院議員や高知県知事も務めた人物である。原が委嘱した三人の世話人は、堀内が長期間盛岡を離れたり、日露戦争で戦死した南部家当主南部利祥の銅像建設事業の委員に挙げられたりして、一時藩史編纂に関与できなくなり、青木は明治四〇年四月に埼玉県立川越高等女学校（現同県立川越女子高等学校）校長に転任、板垣も組織が整備された明治三十六年の段階で辞意を漏らし、明治四二年には山形へ転居するなど、役割が希薄になったとみられる。途中事業に参加した谷河が編纂委員長と目されたのは、その経歴と世話人たちの右記の事情もあるだろう。谷河が藩史編纂に加わったことで生じた摩擦は、別稿で明らかにしたが、本稿でも改めて言及する。

原と谷河の見解の相違は、歴史叙述のあり方、史料の扱い方での対立である。原が当初から藩史の要点を簡略に記し、些末な事項を割愛して大綱をつかむ内容とするよう求めたのに対し、谷河は詳細な記録抜書の体裁をもった藩史編纂を主張し、「御留書」があるので当時の事情を詳細に書き込めると、草稿に修正を加えはじめた。さらに谷河は、明治四〇年七月に開かれた編纂委員会の総会場で、「藩史ヲ簡略ニ記スコトナラハ、先ツ南部家御留ヲ別ニ印刷ニ附センコトヲ望ム」¹³⁾、つまり従来方針通りに進むならば、発見された留書類を編纂中の藩史とは別に先行出版するよう主張しはじめた。

谷河の主張は一度立てた編纂方針を大幅に変え、膨大な量の史料を活字化しようという、見込みも計画性もない無謀な提案である。それに費

やす期間、翻刻の進め方とその校正、原がすべて支弁する形になっていた編纂や出版に関わる経費、販売戦略などを一体どうするつもりだったのか。管見の史料からは明らかにできない。

明治四〇年（一九〇七）八月、内務大臣として北海道視察の帰路盛岡に立ち寄った原は、藩史編纂委員たちを招いて会食し、その場で事業の運営について協議が持たれた。その席でも谷河は「藩史ハ記事ヲ綿密シ或ハ御留ノ文章ヲ其仮記載シテ何分其当時ノ現状ヲ十分顯サハサンコト」を主張した。これに対して原は「痛く其不可を論じ」、委員たちに速やかに編纂を終えるよう忠告した。¹⁰ここまで編纂費用の大半を支弁していた原は、谷河が編纂方針を変更し、収拾がつかなくなる危険性を感じ取り、その芽を摘み取ろうとしたのである。

一〇月に入り、原に谷河が手を入れた編纂草稿の浄写完成分四冊が送付された。¹¹現存する「藩史草稿」にそれらしき浄写原稿は見当たらないが、文章の整理や選択の結果に目を通したとみられる。原が編纂方針を貫徹し、自らの方針に沿った形で編纂人に原稿内容の統一を行わせるといふ最終判断に至ったのは、編纂草稿に目を通し、内容に不満を持ったためという可能性がある。

谷河は委員から「編纂委員長」として扱われたとはいえ、編纂方針はすでに原によって打ち立てられ、また遅々たる歩みとはいえ、編纂委員によって草稿も書き進められており、自身の意向を内容に反映させる余地はなかった。「雑書」という「正確ナル書類」が出現したことは、谷河にとって編纂を根底から覆し浩瀚な藩史への欲求をみだす可能性を見

いだせるもので、「略史体」の草稿にそれを用いるばかりではなく、藩史の路線転換を図ろうとしたとみられる。当然企画、方針を立て、資金も拠出した原には受け入れられないものだった。

四 菊池悟郎の登場と編纂の進展

（ア）編輯人菊池悟郎の仕事

明治四一年（一九〇八）六月、世話人の堀内政定が上京して、原敬に対し編纂について自分の意見を伝えた。原は帰省の際委員と検討したいと応じている。¹²このころ堀内は一時離れていた藩史編纂に復帰し、原指名の「世話人」として、再びとりまとめに当たろうとした模様である。堀内は編纂に関して原と密接に連絡を取り合い、進行状況を伝えた。この年には委員に編纂の進捗に関する意見書を示し、また、原にも意見書を出して「編輯ハ別ニ其人ヲ撰ヒテ之ニ一任スルニ如カズトノ考」を示したという。¹³堀内は谷河が牛耳を執るようになった編纂の現状に不満を持ったとみられる。明治四二年一月、堀内は編纂委員たちに、経費の現状と藩史編纂に対する自らの意見を改めて示した。その中で、分担の第一部から第三部の原稿に目を通した結果、原の添削、校訂が必要だとの認識を示した。つまり、谷河の加筆に否定的見解をあらわさまにしたのである。そのうえで、編輯者が決定して作業に着手した際には委員が可及的にこれを助け、事業成功につなげるべきとした。¹⁴

実は、原自身も堀内同様、編輯者に一貫して文の体裁を整わせるつもりだったようで、堀内と意見が一致したようである。明治四一年（一九

○八) 七月一日、内閣総辞職により内務大臣を辞した原は、一八日に盛岡へ戻り、八月二日まで滞在する。七月二七日の編纂委員慰労会の席上、原は、編纂人を雇いその人物に編纂を委ね、既成分を逐次整理し、編輯させるよう提案した。一方、谷河尚忠が主張する「留書」の印刷も、資料編のような形で印刷に付そうといい、委員たちにはその担当部分の史料書抜を進めるよう促しつつ、藩史編纂は新たに定める編纂人と協議の上、編纂人が藩史編纂の筆を執ることになった。つまり、原稿は編纂人の筆に任されたのである。⁽¹⁶⁾「留書」印刷について原が妥協したようにも見えるが、のちに刊行を顧慮されていないことから、谷河ら沈黙させるための策だったとも考えられる。原は、これまでの委員の仕事ぶり、特に新史料が出現して以降「略史」をつくるという当初方針と異なる動きを示した委員たちに不満を抱き、言外に不信任を突きつけ、編纂の最終局面を奪取したといえる。

編纂人には、原の経営した大阪新報社の記者で東京支局員、花巻出身の菊池悟郎(一八七四―一九三四)⁽¹⁷⁾が選ばれた。菊池が盛岡に転居し仕事を始めたのは明治四二年八月である。⁽¹⁸⁾その手際の良さは堀内が舌を巻くほどであった。⁽¹⁹⁾記述のように書抜やまとめられていた草稿をもとに内容を取捨選択して菊池が執筆し、原稿ができると原に送付してチェックを受け、批評が付され戻された原稿を委員に示し、協議して記載の取捨選択が行われたと原は述べるが、⁽²⁰⁾実際には原自身も原稿の整理・作成に深く関与したことを、明治四二年一二月から翌年にかけて、菊池から原に送られた書翰が証明している。たとえば、明治四二年一

二月六日付書翰では、蝦夷地警備については「南部藩」の関係した部分のみ記載したこと、また用語の使い方について、藩主の死をはじめ「薨ず」と記載したが、位階が三位以上に「薨」という文字を用いると聞いたので、途中から「卒す」と改め、追ってすべて統一したいと伝えている。⁽²¹⁾また、明治四三年一月二四日付書翰では、江戸後期に深刻な対立を見せた藩主父子について、醜聞が原因とのことなので、あえて曖昧な叙述にしたと伝えている。⁽²²⁾菊池は草稿をそのまま、あるいは添削を加えて用いず、記載内容の考察や削除、適切な用語の使用などに意を用いて、新たに原稿を作り上げたのである。⁽²³⁾

菊池が活躍する一方、谷河尚忠は独自の動きを見せた。藩史を略史として編纂することに納得したはずの谷河だったが、菊池が猛烈な勢いで原稿を整え、自分が手を入れた原稿が書き改められるのを傍目でみるようになった。編纂が思うようにならないと感じたのか、彼は編纂所にある史料を使って、自分の理想とする藩史を書き始め、それを「南部侯の歴代についての一家言」と題して地元紙『岩手日報』紙上に連載し始めた。⁽²⁴⁾当初は原や堀内、菊池なども黙認していたが、やがて菊池や編纂委員から問題視されはじめ、堀内は同じく世話人の板垣政徳や常置委員の照井正名と協議、掲載中止が穏便という点で意見が一致し、堀内から谷河に申し入れた。⁽²⁵⁾これに対し谷河は弁明書を認め、⁽²⁶⁾委員に回覧した。そのなかで藩史編纂委員としてその成功を願うが、新聞紙上に南部家について寄稿することは過去にもあり、南部家の恩義への報恩が目的だと自らの行為を正当化した。また、自らの稿は歴代の長所を批評する

もので藩史と趣旨が違い、挙げる事項は批評をする証拠に過ぎず、自分が恐れるのは南部家歴代に不敬の言を吐かないかという点のみだと主張している。

「南部侯の歴代に対する一家言」は、まず南部家当主各人の事蹟を叙述し、そこに「私に按ずるに」という書き出しで批評を加えるというスタイルの叙述で、谷河の本当に書きたかった藩史の姿を彷彿とさせる。南部家歴代の長所のみを取り上げ批評を加えようとする姿勢は、名分論に拘泥するものであった。一方で藩史編纂所に通い、藩史編纂のため収集した史料を用いながら、藩史と類似した歴史叙述を試みる行為は、徳義上問題視されても仕方ないように思われる。結局谷河は、原の意向を受けた堀内政定から連載中止を厳談され、「方々から勧告されし結果」、執筆継続を断念するに至る。⁽¹⁸⁾

世話人の堀内は頻繁に原に書翰で状況を報告し、また腕前を見込んだ菊池とも協議しながら編纂の運営に注力したようである。⁽¹⁹⁾ 明治四三年三月二日付で原に宛てた菊池の書翰によれば、委員たちに原稿を回覧して意見を求めているが、谷河は一切見ないとの方針をとっており、また遠慮する者、無精者もいて回覧が終わらないと訴えている。⁽²⁰⁾ 谷河は「一家言」事件以来編纂に大きな不満を持っていたとみられ、また委員たちも直接執筆に関わらなくなったことから、菊池の原稿に無関心だったようにもみえる。実質的に彼らが編纂から離れていること、関与への意欲が失われていることを指摘でき、菊池がほぼ一人で作業を行う状態だったとみられる。

歴史書はこう創られた

一方、同年三月二〇日付の原宛の書翰で堀内は、草稿閲覧を約していた委員たちが、特に意見なしとか編纂の妨げになるなどの理由から遠慮していたが、照井正名・大光寺忠恕両委員は年月や人名の照合を開始、また堀内自身をはじめ、この時期再び編纂に参加していた世話人の板垣政徳や編纂委員の瀬山陽吉、また前編纂委員で南部家の家従になっていた佐々木正郎も内容確認を開始し、気づいた点などに付箋を付けるよう努め始めた⁽²¹⁾とある。おそらく、菊池の要請や堀内の仲介などもあり、委員たちも作業に参加し始めたと思われる。また、家従が目を通し、意見を付すことによって、編纂に直接関与しなかったものの、南部家の意向も反映された⁽²²⁾と見て良い。この段階で堀内は、編纂委員のまとめ役、原・菊池と編纂委員間の調整役として、作業の円滑な進行を担ったとみられる。最終局面に至り、編集・執筆にあたる菊池、委員間を調整する堀内という役割分担が成立したのである。

明治四三年七月二九日の原に宛てた菊池の書翰によれば、藩史の修正が終了、原稿は本文一九冊、凡例一冊、引用書目一冊の総計二一冊にまとめられた。⁽²³⁾ 編纂委員たちの会読・調査も進められ、九月二日の段階ではほぼ済んだ模様である。この日の夕刻、盛岡古川端（現盛岡市大通三丁目）の原の別邸に委員たちが招かれ一二人が来会した。盛岡滞在中の原から記念品として、岩手山に鶴二羽を描き、裏に「南部史要編纂記念」と記された三つ組木盃が進呈された。ここで明らかのように、藩史の書名が『南部史要』と定まったのはこの頃とみられる。⁽²⁴⁾

しかし、原稿が印刷所にすぐ入稿されたわけではない。まず、菊池が

原稿を追加し、盛岡の編纂委員達により内容確認が行われ、補綴がされた。⁽¹⁶⁾さらに一月下旬と翌年六月中旬には、原自ら菊池と共に再校閲の作業を行った。⁽¹⁶⁾また原や菊池の再校閲に平行して、明治四三年一月から翌年三月に、世話人の板垣・堀内、常置委員の照井正名、編纂委員の菅敬愛と大光寺忠恕が、盛岡の南部別邸で藩史編纂所から返却された史料の再調査を行い、原稿内容の完璧を期した。⁽¹⁶⁾明治四四年七月八日、原稿は印刷会社に入稿された。⁽¹⁶⁾

菊池が編集に関与して以降。実質的に編纂は原・堀内・菊池のラインを中心に作業が進められた。原は記述内容、文体に及ぶまで深く関与し、影響を及ぼした。一方、菊池が評価しない盛岡の編纂委員たちも、堀内の努力によるものか、原稿内容の追加調査に協力するなど、原稿内容の精査に取り組み、正確性の担保にあたっている。

(イ)「津軽」をどうみるか ―「公平な史書」の限界―

「旧藩史観」が公平を旨としたことは既述どおりだが、その「旧藩史観」に則った『南部史要』は、公平な史書との評価を得ている。⁽¹⁶⁾しかし、先学が指摘するように、歴史叙述が著者の立場や史観、作られた時代に影響を受けやすい性質とするならば、何者にもとらわれない「公平」な叙述などが可能なのか。「公平な」とはいかなる観点からいえるのか。

左記明治四三年一月七日付で菊池に宛てた原の書翰⁽¹⁷⁾は、編纂最終段階で残された問題点に、指示や助言を与えたものである。

別紙原稿三通御返却致候、御査収相願候、氣付の処には少々加筆致置間、篤と御勘考相願候、原稿中大浦為信津軽横領とあるを何か穩当の文字に改め度存じ候へども何分適當の文字見当らず其俟に致置候、凡例は印刷の際添付可致に付、其準備旁時々思付候事は御調置被下度、例へば御部屋とか何とか其時に種々の名称ありたるも悉く妾と記したりとか、当主を除くの外は悉く卒すと記したりとかいふが如き事は他日凡例に載すべきものに付、是れは時々思付の節御調置被下度候、又人名地名職名物名等難解の文字には悉く仮名を原稿中にも記し置被下候方は他日印刷の際便利かと存じ候、尤も今日に至りては何と読むべきや判然せざるものも可有之候に付、夫れは不得已仮名を附せずといふことを凡例に載せ置事必要と存候、引用書目(可成は其出所又は所蔵人等も)は印刷の際添付数度に付是れも時々御調査置被下度候、つまり今日より万事印刷の隣に於る注意迄致置候事便利と存じ候、小生出版の際に序文相認め申度存じ候に付藩史編纂を思立ち候以来の沿革(発端、着手年月日、従事諸氏の姓名、及び変遷沿革)堀内氏に記録有之趣に付御帰京の節御待參被成下度候、右一寸申上候、頓首、

十一月七日

敬

菊池老台

この書翰では、四行目以降にある凡例について、今のうちから作成の準備のつもりで、また特殊な用語の使用例など思いついたことを調べて

おく方がよいと述べ、ルビは具体的に人名、地名、職名、物の名前などで難解な文字にことごとく原稿に記した方が印刷の際便利であるが、不明になっているものには付さないことを凡例に載せるほうがよい、また引用史料も目録を付すので調査したほうが良いということが指示されている。この段階に至り、原が丁寧な菊池の原稿に目を通してしたこと、また、菊池が原稿について原に説明を加え、さらに内容の取捨選択も委ねていたことがうかがえる。

一方、原が気にかけていたことのひとつは、事書の二行目以降、「津軽」に関する記述である。現在の青森県西部を津軽と呼び、江戸時代には同地の大名であった津軽家と南部家の関係は非常に薄く、さらに両家の領域間では現代まで続く根深い対立が存在することがよく知られている。旧稿⁽¹⁷⁾において指摘したように、この対立の最大要因は、戦国末期、南部家の所領だった津軽を、地域の有力な武士であった津軽為信が独立闘争の結果奪取したことを発端とする歴史的経緯と、その後長い時間をかけ培われた「お国意識」にあった。

その如実な反映を、戊辰戦争後の盛岡藩に対する措置、津軽・南部両家の関係に見ることができると、以前新聞への寄稿で指摘したことがある。⁽¹⁸⁾すなわち、明治元年（一八六八）末、南部家が白石（現宮城県白石市）に転封を命じられ、旧領のうち北・三戸・二戸の三郡が弘前藩管轄となったことから、翌年初頭、南部利恭は旧領に向けて、弘前藩の支配に無礼・不服・私怨を差し挟まぬよう命じた。⁽¹⁹⁾一方、旧領民は弘前藩から仇として敵の四人のごとくみなされることを恐れ、国替え反対運動

歴史書はこう創られた

動を起こした。⁽²⁰⁾弘前藩では盛岡領支配決定に快哉の声が挙がったが、従来の関係を踏まえて危惧の声もあったという。結局この措置は撤回された。⁽²¹⁾同年一〇月、弘前藩知事津軽承昭は、この年七月に盛岡に復帰した南部利恭に使者を送り、「和親の交際」を申し出、利恭もそれに同意した。⁽²²⁾十一月一日、弘前藩は領内および支藩黒石領に向け、盛岡藩に対する宿怨を差し挟まず、広く親睦を図るよう命じた。⁽²³⁾しかし、承昭が盛岡藩に伝えた口上では、朝廷が一視同仁を標榜する以上それに背けないとか、和親が実現しないと詰問をうける可能性があるとして述べられており、新政府の意図を踏まえて和解を申し入れたのは明白で、受け入れた側も本音と異なる部分もあったろう。ましてや旧臣たちの感覚は真の和解には程遠かったとみられる。⁽²⁴⁾

その一端を「藩史草稿」にうかがうことができる。草稿の中に、菊池の編集、リライト以前、編纂委員による初稿段階のものが残されている。そのなかで津軽為信が南部家から下剋上を遂げ、豊臣秀吉から大名として認められる経緯を記した部分を抜き出してみる。

（前略）是時豊臣氏既ニ西南諸道ヲ定テ未タ東陬ニ及ハス、故ヲ以テ奥羽二国諸豪郡邑ニ割拠スル者無慮数十百家、朝廷覇府ト雖モ其詳ナルヲ知ルナシ、為信性狡黠、豊臣氏小田原ノ役ヲ幸トシ、自ラ津軽世主ト詐リ之ヲ横領セント欲シ、上京近衛家ニ鑽入シ、藤性及杏葉徽号ヲ賜ハリ、其末族久シク津軽ニ居リ地方ニ拠有セルモノト偽リ、小田原ニ至リ豊臣氏ニ謁シ安堵ノ朱印ヲ乞ヒ受ケテ帰ル^{武徳編年集成、大業広記・旧記}、又一説二曰ク、秋田実季ニ依頼シ実季ノ賛成ヲ以テ秀吉ヨリ朱章

ヲ受クト（津輕左次兵衛家記）、又曰ク、為信腹心ノ者ニ京座ノ深浦勘介ト云フ者アリ、勘介ノ妹近衛殿ニ給仕セルアリ、因テ為信母ヲシテ勘介ト共ニ上京セシメ、彼ノ妹ニ囑託シ、近衛殿夫人ニ鑽入以テ近衛殿ニ説カシメ、其譜ヲ借り、又其紹介ヲ以テ款ヲ豊臣氏ニ送り、安堵ノ朱印ヲ受クト（旧史集・公国史）、

太閤記ニ因レハ、近衛道俊卿、関白職ヲ秀吉ニ譲リ閑ニ居ルヲ以テ奥羽ニ遍歴シ津輕ニ至リ南部ノ被官久下岩松ナル者ニ止宿ス、岩松饗応甚タ厚シ、携テ京ニ歸リ其系ヲ仮ス云々トアリ、蓋シ右京久慈ナルヲ以テ久下ト偽称ヲ撰シ狡猾以テ秀吉ニ通シ、朱印ヲ乞ヒ津輕ヲ專領スト云フハ皆全シ、故ニ今姑ク前段ノ書ニ拠ル、^{（南無信）}公方サニ岩手郡ヨリ嶺ヲ踰ヘ出羽仙北ニ至ル途チニ為信ニ逢フ、其儀仗杏葉徽章ヲ描クヲ觀テ憤怒、將ニ之ヲ撃タントス、南康義諫テ曰ク、杏葉ハ近衛家ノ徽号ナリ、意フニ彼近衛家ニ賂ヒ其寵ヲ借り事ヲ成シ関白ノ朱印ヲ受テ還ルナラン、今之ヲ犯サハ関白ノ咎ヲ如何セン、請フ、暫ク怒ヲ忍ヒ之ヲ容シ去ラシメ関白ニ具狀シテ其公許ヲ得テ之ヲ討セハ事万全ニ出ルナリ、乃チ上下怒ヲ抑ヘテ過ク、賊徒我軍ヲ望ミ畏縮、道傍ニ匍匐シ之ヲ避テ而シテ後去ル、公前田利家ノ方ニ八王子城ヲ攻ルヲ聞キ、是月廿四日利家ノ營ニ至リ、始メテ利家ヲ見、利家大ニ喜ヒ接待甚タ厚シ、公其嗣子晴直ニ軍中ニ加冠ス、利家ニ請フテ賓トナス、利家偏諱ヲ与ヘテ名ヲ利直ト改ム、遂ニ小田原行營ニ赴キ駿馬ヲ献シ秀吉ニ見ユ、秀吉大ニ喜ヒ、召シテ酒ヲ賜フ、公為信・政実ノ叛ヲ訴ヘ、二賊ヲ討センコトヲ請

フ、秀吉始テ為信ノ偽リナルヲ知ル、然レトモ既ニ朱印ヲ与ヘタルヲ以テ、公ヲ諭シ、為信ヲ容サシメ、独リ政実ハ事平ケルヲ待チテ兵ヲ挙ケ東伐スルヲ諾ス、秀吉来国次ノ小刀及ヒ自ラ服スル所ノ唐織ノ陣羽織ヲ脱シテ之ヲ賜ヒ優諭シテ之ヲ還ラシメ国内ヲ鎮靖セシム、是ニ於テ公小田原ヲ発シ、六月初旬ヲ以テ三戸ニ歸ル、故ヲ以テ為信擅ニ津輕ヲ略有スルヲ得タリ、此ヨリ我カ士民童幼婦女モ猶ホ津輕ヲ仇視シ来往ヲ經ツニ至ルト云フ、^{（同）}

右記の津輕為信や南部信直の動向について、現在では、もともとなった編纂史料が史実と大きく異なることが明らかにされており、その点には深入りせず、^{（同）}文体や用いられている文言に注目したい。文体については、漢字カタカナ交じり、漢文を日本語式に読み下しにした文語体である。「このとき」が「是時」「紋所」とすべきところを「徽章」というように、表記や用いられる言葉も固い。編纂委員たちが為信やその周囲の人々を形容した言辞も「性狡黠」「自ラ津輕世主ト詐リ」「賊徒我ガ軍ヲ望ミ畏縮、道傍ニ匍匐シ之ヲ避テ」「為信政実ノ叛ヲ訴ヘ二賊ヲ討センコト」「為信ノ偽リナルヲ」と大変直截的で辛辣である。旧藩主家の和解は微塵も反映されず、「旧藩」が歴史の中で培い、明治の「旧臣」にまで踏襲された為信觀、所領を奪取された側の強烈な名分論と怒りを見ることができる。

津輕・南部両家や地域間対立をどう描くかは原や菊池にも難問だった。菊池は明治四三年二月一二日付の原宛の書簡で、^{（同）}津輕独立時の当主であった南部信直の代についての原稿を送付したと述べたうえで、津輕の

記述が長くなったが、経緯を書かなければ事柄がよくわからないための措置で、原の裁量で記事の取り捨てを行ってほしいと希望した。一方、既出明治四三年一月七日付書翰で原は、「大浦（津軽）為信が津軽を横領した」という叙述を和らげなかったがそのままにしたと記されている。

『南部史要』で、為信の独立は左記のように記された。

（前略）為信思らく事成るも関白の朱印を得るにあらずんば後難計り難しと、依て公（南部信直）に先ちて秀吉に謁し本領安堵の朱印を受けんとす、されど人心定まらずして郡中を離る、能はず、時に為信の臣に深浦勘助といへるものあり、京都の生れにして始めより機密に参与す、為信勘助に謀る、勘助曰く臣聞くに当時秀吉近衛家に交り厚しと、臣が異腹の妹曾て近衛家に仕ふ、その因縁により近衛家に憐みを乞はゞ、秀吉に謁する難きにあらざ、臣母公に従て行て事を謀るべしと、為信の母また機略に富み、最初よりして為信の謀を援く、為信依て勘助の献策を容れて母（一説には母にあらずその子平太郎なりとす）及び勘助を窃に京都に遣し、近衛家に就き藤原の姓及び杏葉の紋所を受け、且つその末族久しく津軽に住し地方を領せしものなりと称し、小田原に至りて秀吉に謁し本領安堵の朱印を受く（公国史列伝、信直、南田秘事記）、茲において津軽右京亮と称す、これ公が秀吉に謁する以前のことにして、公の出発する時は為信の母既に帰途にあり、出羽仙北の途にて相遇ふ、その儀仗を見るに杏葉の紋所を附しあり、公怒てこれを蹂躪せんとす、南康義諫て曰く杏葉は近衛家の紋所なり、惟ふに近衛家によりて事をなし、関白の朱印を受けて帰るものならん、これを侵さ

歴史書はこう創られた

ば関白の答計るべからず、姑くこれを忍で小田原に至り、関白に陳情しその公許を得てこれを討たば事安全なるべしと、公怒を抑へてこれに従ふ、四月二十四日八王子に着し、同所に滞陣せし前田利家に面し、それより小田原に赴き駿馬を献じて秀吉に謁す、秀吉喜で酒饌を賜ふ、公浅野長政につき為信の謀反を訴へこれを討伐せんことを乞ふ、秀吉初めてその真相を知るも、既に朱印を与へたる後なるを以て公を諭し、来國次の刀及び自ら着せる唐織の陣羽織を脱してこれを賜ふ、公その旨に違ふ能はず、五月中旬小田原を發し六月初旬三戸に帰る（南部世譜附録）これより以後士民童幼婦女と雖も津軽を仇敵視し、維新の時に至るまで来往を絶つに至る。^⑧

こちらは、文体が漢字ひらがな交じりとなり、かつ読み下し文調より柔らかな文語体に変化している。この変化の背景には、文章の役割に対する原の感覚が働いたとみられる。原は言論人時代に、文意の理解を促進させるため、文章を漢文調の読み下しから遠ざけ、平易にすることが当然で、簡潔な文体で漢字使用を減少させ、可能な限り言文一致体に近づけることを提唱、社長を務めていた『大阪毎日新聞』で実践していた。^⑨『南部史要』編纂でも、口語体とまではいかないが、平易な内容の藩史を目指したことが文体の変化からうかがえる。

また、草稿段階では、為信が自ら上洛して近衛家と誼を通じたのち、小田原に赴き秀吉に謁見を遂げたとし、加えて異説をふたつ、すなわち、秋田実季へ依頼して上洛を実現させたとか、為信の母を上洛させて近衛家の紹介を受けて秀吉への謁見が実現したとかいう話を採り上げて

いるが、刊本では為信の母を近臣の縁をたどって近衛家との誼を結び、その後秀吉から安堵の朱印状を受けたという草稿とは異なる説を採用しており、記述の根拠を変更したことも注目される。

一方、草稿段階で存在した辛辣な言葉、また、帰国する為信が信直勢と出会ったとき、萎縮して道ばたに潜んだという、津軽側の臆病さ、卑怯さを強調する叙述を削ったことも注目される。しかし、これは差しさわりのない穏当な言葉を推敲の結果見出し、津軽をことさらに刺激する内容を可能な限り薄めたものに過ぎず、内容的には、津軽為信を南部家に対する謀叛人とする見方の払拭には至っていない。

原・菊池による他の津軽関連の記述を見ると、正徳四年（一七一四）の領境紛争（烏帽子山紛争）、文政四年（一八二二）の白沢一件（相馬大作事件）、明治元年（一八六八）の野辺地戦争といった津軽家と南部家が直接衝突した案件は、実は経緯が淡々と記された叙述であり、津軽に対する怨念や敵愾心をあおるような内容とはなっておらず、むしろ呆気ないくらいである。このようなことも『南部史要』の「公平」という見方につながるであろう。

原自身の津軽に対する感情を知る史料は少なく、管見では『郵便報知新聞』の記者時代、東日本を巡歴して記したルポルタージュ『海内周遊日記』の言及を見るのみである。⁽⁸⁾ 原は津軽平野の広大さとそこに隙間なく広がる田園風景に驚き、その多くが藩政期の開墾によるものであることも知って感嘆した。また、旧城下である弘前の町を実見し「市街の繁栄一国の首府たりしを知る」と述べている。士族たちの暮らし向きに

については、維新の際藩が一町歩以上の田地を有する農家から田畑を買い上げて禄高にに応じて給付したことと、秩禄処分による公債証書の受給によって、「天下の士族をして津軽の士族ならざりしを恨ましむる幸福」を得ており、養蚕・津軽塗に従事するものも多く産を得た者もいるのではないかとみている。その一方、他府県と異なる士族向けの施策が、士族の進取の気力を奪ったとする説も紹介している。また藩政期に領内各所に植えられた漆の木を維新後に人々が伐採し、主要産業である漆器の原料を他県から移入し始めたことを、物産の衰退につながりかねない

「自由の誤用」「改進黨主義の誤用」とし、役人に後世のためにも「旧制遺法」を徒に捨て去らず顧みる必要性を説いている。そして、旧藩主津軽家が私学の東奥義塾の設立に尽力し、寄付などの援助を続けていることを「実に稀に見る美事」と高く評価していることは注目される。原は笹森儀助（のち奄美大島島司、青森市長）や菊池九郎（のち弘前市長、衆議院議員、山形県知事）などの旧弘前藩士や津軽の人々と積極的に面会、交流している。原自身は、弘前藩の新田開発、産業育成などの旧藩の施策や士族への対策、旧藩主津軽家の育英事業を冷静な筆致で捉え評価しており、津軽の地、人士、さらには弘前藩の採った施策にも悪感情・敵愾心を抱いているようには見えない。しかし、いざ歴史編纂になると、若き日の冷静な津軽観は消え、盛岡藩における旧来からの歴史観によって、津軽為信を認識し叙述することに原は違和感を覚えていない。

原・菊池は津軽・南部両家間の対立、さらには地域間対立の根源を為信の独立と捉え、南部側の編纂史料の叙述を踏まえ、為信を南部家に

とつての謀反人とみなす、旧来通りの史観で描いた。これはある意味当然で、「旧藩」を叙述する目的の編著で、叙述の根柢となる江戸時代の編纂史料が、主従関係の順逆を強調する名分論に立ち、「謀反人」為信への悪罵に満ちている以上、それを踏まえて叙述したため、彼らも吸収した旧来の歴史観を転換するに至らなかったのである。同じ土壌に育った彼らは「旧藩」「旧臣」の感情と同じ為信像を描くことに疑問を抱くことはなかったろう。原が消すことのできなかった「横領」という言葉は消え、冷静さを欠く過剰な文言を用いた叙述もなくなっているが、『南部史要』を通じ津軽・南部の地域間対立を克服するという考えもなかっただろう。⁽¹⁸⁾ 原や菊池の乗り越えられなかった認識に、藩政期に諸藩において編纂された文献から引き継がれていく歴史観の抱える問題とそれに起因する根深い地域間対立、近代以降の旧藩社会を取り巻く空気を感じ取ることができる。

おわりに

奥付によれば、『南部史要』の発行日は明治四四年一〇月一日である。この間、編纂や印刷にかかる諸費用は原がすべて支払った。⁽¹⁹⁾ 一〇月一日にまず東京の南部邸に贈られたのを皮切りに配布が始められた。⁽²⁰⁾ 印刷した一〇〇〇部は東京で五〇〇部を配布、そして盛岡には五〇〇部が送られ、別邸の留守居（執事）である山口宮治に各方面への分配が託された。⁽²¹⁾ 山口は一〇月一六日に南部家の盛岡下小路別邸を訪ね、家扶の山本茂昭ら家職の人々に一部宛、さらに希望者への配布分として一〇冊

を持参しており、これを契機に盛岡での配布が始められたようである。⁽²²⁾

明治四四年一〇月一九日付の『岩手日報』には、『南部史要』の書評兼紹介記事がある。それによれば、南部家四一代、七〇〇年にわたる事績を平易簡明に記述し、引用書目を巻末に付し読者の参照の便を図ったのはよい心付だとしている。そして、「此の種の編著」が絶えて無しとはいわれないが、取材は雑駁で記述にも意は払われず、藩史と称すべき価値はないのに対し、この一冊は「実に南部藩史の嚆矢とも云ふべきもの」で、「其の世に便益するもの少なからざるべし」と称える。一方、系譜の掲載がないのは物たりないとされた。そして、非売品だが、原が「篤志者」が精読して批評することを望んでいるため、その目的をもつ者は、盛岡古川端の別邸にある残部の中から配布されるとしている。そして批評も原や菊池に随意に送ってよく、他日再版を帰す際の参考にするつもりともある。

また、同年一〇月二八日に東京九段の富士見軒において一五〇余名を集めて開催された、東京における同郷人組織「南部同郷会」主催による原の内務大臣就任祝賀会では、まず幹事の佐藤真一（号北江、一八六八～一九一四、『東京朝日新聞』編集長。盛岡出身）が入閣の祝意を述べると共に、今回『南部史要』を出版し郷党に頒つたことを「大いに多とする」と特に言及した。これに対して原は、満場の祝意に応えたのち、『南部史要』の編纂理由と経過を述べた上で、盛岡藩は東北の果てにあって中央政局に疎かったことが維新の際に進路を誤った理由であり、交通機関の発達により、政局が展開する東京と東北の距離は関西とのそ

れに比較してむしろ縮まるなかで、東北人が自らの運命を開拓するのはその努力によると訴えた。⁽¹⁵⁾盛岡藩の立場について藩史編纂を踏まえて言及し、それを材料に、参会者をはじめとする東北人の奮起を促した。形になった「旧藩」の歴史は、「南部」出身者のアイデンティティ確立を目指し、人々への教訓として、また同郷人の現状打破の礎にすべく、さっそく用いられたのであった。

「旧藩史観」にもとづいて『南部史要』が執筆されたとするならば、その究極の目的は、藩の歩みをたどった上で、藩が明治維新に関わったのか、その過程と功績を歴史に跡付けることにある。右の命題は、明治という時代の意味を問い、その社会体制の中で現に存在し活動する「旧臣」たちの動向や、彼らの出身母体である「旧藩」社会をいかに位置づけるかにつながる。また旧主家南部家の歴史を踏まえ、存在意義を示す大きな問題であった。⁽¹⁶⁾

しかし、盛岡藩は戊辰戦争の「敗者」である。原や菊池は、盛岡藩の維新における去就が決定した背景を、まず参戦が同盟諸藩、特に隣国の大藩である仙台藩の圧力、動向を警戒した結果が大きく作用していること、さらに藩内で同盟重視論が強かったこと、動向に藩内の期待が寄せられた家老の檜山佐渡隆吉が同盟側を選択し去就が決まったこと、維新を推進する側と盛岡藩では政局観が異なり対立感情が生じた故の結果であったことを示した。さらに対秋田藩の鹿角口、雫石口、対弘前藩の野辺地口、蝦夷地の箱館方面に分けて記し、降服の経緯に至るまで、論評を加えず詳細に描いた。ただ、盛岡藩が、戊辰戦争の際に奥羽越列藩同

盟に立って参戦し、敗北した以上、明治維新への「貢献」を明示することは難しい。幕末期に京都警衛に加わったことを示しても、また「志士」として非業の死を遂げた中島源蔵や目時隆之進⁽¹⁷⁾の存在を語っても、さらに維新後の版籍奉還や明治三年（一八七〇）という早い時点での廃藩を記しても、結局、「旧藩」「旧臣」にとつて敗北は屈辱でしかなく、「藩閥」側から「賊軍」のレッテルを貼られた事実は重くのしかかる。近代国家において、政治的、経済的に取り残されたという意識が根強く残る中で、盛岡藩の維新の「功績」を何処に求めるかは、編纂を担った「旧臣」たちにとつて難題であつたに違いない。

「旧藩」の維新像を描くことが困難を極めたのに対し、藩史編纂にとつてある意味渡りに船となつたのは、日露戦争であつた。盛岡藩の近代に至る道程への積極的関与と国家的「功績」を示すものとして「露艦騒動」が浮上した。盛岡藩が一八世紀末から蝦夷地警備に注力し、他藩より長く外圧に直面してきたという「旧臣」たちの自負の存在がある上に、開戦によつて「旧藩史観」の唱道者である史談会が「露艦騒動」に注目し、当時の藩主南部利敬の事績調査を依頼してきたため、「旧主家」の委嘱による綿密な調査がなされ、それに基づき史談会が利敬の位階追贈を願い出たことは、藩史編纂において、外圧による「国家」の危機に對し、盛岡藩による対処が大きく寄与したという認識形成につながつた。⁽¹⁸⁾加えて、明治四一年一〇月九日、南部利敬に対して従三位への追陞の沙汰があつた。⁽¹⁹⁾岩手県知事笠井信一が同年八月二〇日付で内務大臣平田東助に宛てた「位階追陞ノ儀ニ付内申」⁽²⁰⁾では、秋の皇太子（大正

天皇）東北行啓を前に利敬の追陞を行うことは、「菅二国家ニ勲功アルモノノ表旌スルニ於テ機宜ヲ得タルヲ信スルノミナラス、皇恩枯骨ニ及ハンコト」とされ、特に蝦夷地へロシアの侵略を「皇国ノ威武ヲ瀆サンコトヲ畏レ」て備えにあたり、藩の財政難も意に介さず、「専念国恩ニ報セン」として、侵略断念に至らせた「功績少ナカラス」ということが理由として強調されている。「旧臣」たちから見て、「旧藩主」の追陞は、盛岡藩の蝦夷地警備を国家、「藩閥」政府が功績として認め、顕彰したと見なされるものだった。

それらのことが相まって、「旧主」「旧藩」が、明治国家へ向かう過程で重要な役割を担ったという認識が可能になった。編纂関係者は、文化年間の蝦夷地警備を国土防衛に尽力したものと位置づけ、さらに幕末の京都警衛や志士のエピソード、そして戊辰戦争を引きずり込まれたものの、政見の相違によるものとし、敗北後の新政府への協力を記すことで、盛岡藩が「尊王」の意識を持ち、そこに軸足を置いたとして劣等感を軽減させようとしたとみられる。「強いられた」戊辰戦争によってもたらされた屈辱的結末、そして、残された深い痛手をいかに解消するか、「官軍」たり得なかった盛岡藩の「旧藩」社会は、戊辰前後の動向を踏まえることをもって、自藩の「尊王」という立場を規定し、自己認識しようとしたのである。

『南部史要』の編纂後、原敬は、「当時戦死シタル者ハ固ヨリ主家ノ為メニ死ヲ致セシ者ナリ、又当時誰モ皇室ニ弓ヲ引ク考ナク、所謂真ノ勤王ナリトテ奥羽同盟セシモノ」として、「戊辰戦争は政見の異同のみ」つま

歴史書はこう創られた

り、政治見解が異なったことが原因とする見解を公にする。それは一般に大正六年（一九一七）九月八日に盛岡の報恩寺で営まれた「旧南部藩士戊辰殉難者五十年祭」の場とされている。維新の際に戦死した藩士の祭礼は士族の有志者によって営まれてきたが、戊辰戦争から五〇年を経て、士族たちだけでは開催が困難になった。そこで、原が費用の一部を寄付し、市役所にも働きかけ開催にこぎ着けた。⁽²⁰⁾「旧臣」出身で、祭典の発起人であった盛岡市長北田親氏は、のちに、原が法要執行を大変喜び、一度は辞退したものの「たつての頼みならば」と祭文を引き受けたことを回想した。⁽²¹⁾法要の当日朝、急遽起草され読まれた祭文は左記に示すものである。

同志相謀リ旧南部藩士戊辰殉難者五十年祭本日ヲ以テ挙行セラル、顧ルニ昔日モ亦今日ノ如ク国民誰カ朝廷ニ弓ヲ引ク者アランヤ、戊辰戦役ハ政見ノ異同ノミ、当時勝テハ官軍負クレハ賊トノ俗諺アリ、其真相ヲ語ルモノナリ、今ヤ国民聖明ノ沢ニ浴シ此事実天下ニ明カナリ、諸子以テ瞑スヘシ、余偶々郷ニ在リ、此祭典ニ列スルノ榮ヲ荷フ、乃チ赤誠ヲ披歴シテ諸子ノ霊ニ告ク、

大正六年九月八日 旧藩の一人 原 敬⁽²²⁾

右の祭文以前、大正天皇の即位礼を準備する総責任者、大礼使総裁であった際、京都御所に立てる幡の由来に「東北征伐に用いた錦の御旗にかたどつたと書いて」あったことに色をなし、「戊辰戦役は政見の異同」論を述べたと、当時下僚だった牛塚虎太郎（一八七九―一九六六、内務官僚、のち岩手県知事などを歴任）が証言しており、その段階で原が

すでに確固たる持説としていたことがうかがえる。それが「旧臣」をはじめ、列席者たちの面前で披瀝された。盛岡の政友会員で、県会議員や岩手県の郡部選出衆議院議員も務めた鈴木巖は、原の思い出を語る中で、この祭文への受け止めを次のように述べている。⁽²⁰⁾

戊辰当時方向をあやまつて、朝敵の汚名を被つたことは、その頃少壮の心ある男子は、皆甚だ遺憾であるとして、何時かはこの汚名をそ、がうとしてゐたものである。西郷戦争に新選旅団に加はつたのも、それがためであつた。然るに先生は、この五十年祭の唯だ一句で、綺麗に朝敵の汚名をそ、がれた。列席の人々は頗る感激したものであつた。

鈴木によれば、原の感慨は列席者の感激を呼んだという。この言明は、彼自身の「勤王」概念への確固たる自信と、藩史編纂事業で「旧藩」の動向に歴史の裏付けを得て、理論武装が可能だと感得したことによるものと考えたい。盛岡藩の「勤王」と政見の違いによる戦争という位置づけを藩史で明示し、それに立脚して「旧藩」の存在を天皇制や近代国家に結びつけたのがこの祭文であつた。原が自らの維新観を披瀝したことは、藩閥に抑圧されたという感情をもつ「旧臣」に満足を与え、歓迎される内容だつたはずである。

ただ、原の感慨は、『地元紙』『岩手日報』『岩手毎日新聞』の取材記者の耳目をさほど引かなかつたようである。記事の本記に掲載されたのは発起人である北田親氏の祭文のみだつた。原が注目されたのは、南部伯爵家の当主南部利淳と同じ五つ紋付きと仙台平の袴を着けた瀟洒な衣装

であつたことで、二人の祭文は全文が掲載されたものの、本記と別面掲載だつた。⁽²¹⁾『岩手毎日新聞』の記者は、「原氏の後を受けて」現れた「旧藩の儒者青木正興氏」による祭文にむしろ強い感慨を抱いたようで、「朗読せる詳細の長文は言々句々重々しく切実を極めたもので聴者をして座る肺腑を突かしむる処があつた」と記す。その内容は『原敬日記』によれば、これも「此機会に於て南部藩は勤王の素志なりしとの趣旨を明かにせん」と意気込んだものだつた。⁽²²⁾

実は、原の感慨は彼一人のものではなかつた。北田の祭文では、まず戊辰戦争を「我が邦の一大恨事」としつつ「内外多事国論紛起」という情勢下「王政復古維新開明の台礎を固くするに於て、亦勢の免かれざる所」と意義付ける。つまり、維新の結果を評価し、受け入れる姿勢を示しているのである。しかし、戦いの勝者を忠、敗者を賊とすることは、戦争当時の状況や思想潮流を理解しないものとみて受け入れを拒み、政権争奪を目的に西南諸藩が東北諸藩を攻撃したことに抵抗したまでのこととした。降服についても天皇の威光と尊厳を犯すことはできず、遍く万民の幸福をもたらそうとした維新の精神に則り、挙国一致する必要の自覚から「国事の化に服し反正帰順」する道をとつたもので、版籍奉還をその表出とした。そして、政権奪取の動きを正すことを目的に戦い、国体の尊厳、維新の目的を達成するために役立ったと藩士達の死を意義づけたのである。北田は最後に改めて、政見を異にし、干戈に至つても、至誠を「君国」に尽くそうとしたことに変わりはなく、順逆意識のみで優劣を論じるべきではないとした。その後立った南部利淳も、

祖父利剛が上洛して禁裏守衛の任にあたり、藩士・領民も「尊王の大義」を重んじたと主張し、戊辰戦争は「同胞が意見を異にし干戈東西に相見ゆるに至ると雖も是れ全く彼我の意志疎通せず、誤解百出の致す所にして、その至誠君を思ひ、国を憂ふの精神に於ては終始一貫渝る所あらず」と述べている。⁽²⁰⁾

つまり、盛岡藩の「旧藩主」「旧臣」に共通した戊辰戦争観は、盛岡藩は勤王で、戦争は政見の相違によって引き起こされたものとし、戦争の結果を近代国家の産みの苦しみととらえ、戦死者はその過程に殉じたものとみなす、というものであった。このような観念は実は盛岡藩にとどまらず、会津藩の五十年祭でも官軍・賊軍いずれもが「憂国勤王の誠」を尽くしたものと語られた。⁽²¹⁾ このような動きを「戊辰戦争の「和解」」の動きと解釈することに筆者は懐疑的なのだが、ただ、このころには「自藩が勤王」という言説が、戊辰戦争で敗退した東北の「旧藩」社会に形成され、共通したものとなっており、原の言説も実は認識を共にするものであった。⁽²²⁾

そのなかで、はじめマスコミに注目されなかった原の言葉のみが現代にも語り伝えられ、意味を問いつけられることになった意味をいかに捉えればよいのか。原が一〇代後半に宣教師のもとにいた時期に書いたものに藩閥批判がなく、維新後の政府による改革を認めていたこと、二〇代前半までに「公利」という考え方で漸進的改革を主張し、藩閥政府の政策も客観的にみるべきとの姿勢に立ったことから、彼は戊辰の悲劇から脱却し、薩長藩閥への怨念を克服していたとの見方もある。⁽²³⁾ しかし

歴史書はこう創られた

新たに与えられた新領地へと向かう旧会津藩士たちの様子から敗北の悲惨さを目の当たりにし、維新がもたらした「驚きと哀しみ続き」のなかで、家名を立て直すことを決意したことを自らの起点、アイデンティティとした原は、官僚として、あるいは実業家として、さらには政治家として、近代国家で自らの立場を築き上げたものの、「旧臣」出身者として、また「旧藩」に立脚する者として、戊辰戦争、「勤王」の定義、地域社会への影響に強くこだわったことはうかがえる。その意識が祭文の言辞にもつながったとみてよいだろう。

一方、原の祭文が岩手で注目されるようになったのは、原自らその日の感慨を支持者に揮毫し、県内に広まったからである。⁽²⁴⁾ 盛岡藩の「旧藩」社会、それを包含する岩手県の地域社会が、戊辰の敗北により、明治国家に入り込むことが困難だとみなしていたとき、盛岡の人々は原の初入門を喜んだ。原が藩閥による障壁を打破したと受け止めたからである。その原が「戊辰は政見の異同のみ」と語ったことは、生成され、再生産され続けた藩閥への劣等感を和らげるものとみなされたのだろう。岩手の人々は大物政治家である原を共通の土壌をもつ「旧藩の一人」として再認識し、のちには郷土の偉人が語った戊辰戦争観として、共感を覚え、定着していったのだろう。敗北のコンプレックスを抱いた人々にとって、原の言葉は藩閥への抵抗、盛岡藩の「冤」を雪ぐものとして、疎外されたと考えていた近代国家に確たる位置を占めるものとして受容されたのである。

ここまで『南部史要』という一冊の歴史書ができるまでの過程と、そ

ここから見えることについて素描を示した。刊行以来一〇〇年以上を経たにもかかわらず、同書は「史要」という名が示す通り、盛岡藩に言及する際、できごとの時期やその大要を確認する上で手許に欠かせない。戦前刊行された歴史叙述が顧みられなくなっている中で、原や菊池、編纂委員たちが詳細まで検討し、文体や用語まで意を用い、読みやすさを心がけたことが、同書が現在も用いられる理由であろう。その一方、我々が手にし、目にするのできる一冊の歴史書ができあがるまでに、提唱者の対象との関係性、編纂を始める経緯と政治とのかかわり、作業の遅れをめぐっての人間関係や応酬など、余りにも人間臭い姿が背景にあることも見て取ることができた。それは、歴史叙述のもつ可能性と限界を示すものである。

歴史叙述とは「いつも記録者の心をとおして屈折して来るもの」である。事件を記録した史料は、記録した人の立場や考え方が反映される。⁽²¹⁾それを基にすれば歴史書もその影響は免れないことになる。そして、史料やそれを基にして解釈されたものであっても、「史実」は、時代や思想の変化、よりよいものと判断される史料の発見があれば変化する。すなわち歴史叙述は、著した人、書かれた時代の産物であることを免れ得ない。⁽²²⁾つくられる背景にさまざまな人間の思考と、それぞれが持つ見方、時代の影響が色濃く反映している。公平とされる『南部史要』の限界もその点にある。この本の史実はまず編纂委員たちが認定したもの、それを基に原稿を起草した菊池悟郎の把握した像、さらに、その菊池の原稿に目を通し意見を付し、自らの歴史観を反映させた原稿の捉えた姿

である。そこには旧藩社会の雰囲気、戊辰戦争や日露戦争などの政治・社会動向が叙述に作用しており、また当時の彼らの地位、置かれた立場、精神によって史料がとらえられ、歴史叙述に反映している。

原敬は、歴史をわかりやすく、事象そのままに描くことに苦心し、また明らかにした事象を彼なりに理解したうえで「風教の一端」として活用しようとした。⁽²³⁾そのような考え方の得失、利害、善し悪しは傍らに置き、人間は歴史事象を役に立つものにしたがる。自己啓発の材料をそこに求めようとすることも多い。『南部史要』、そしてそこで規定された「史実」は、「旧藩」の存在意義を近代国家の中に位置づけ、完成後は「旧藩」社会を含む地域の人々を、戊辰戦争以来の劣等感から脱却させる目的のため、用いられることになった。

真摯な手続きで苦心惨憺を経て編まれた歴史書は、その後どのような影響をもたらしたのか。名分や因果に支配されがちな我々にとって、歴史とは何か、どのように接するののかという命題は、自覚、無自覚の違いはあれども、問われ続ける関係性にあるといえる。

【追記】 本稿は二〇二三年八月三日・一〇日両日に盛岡市中央公民館で行われた、「令和五年度 南部家別邸 令和の藩校「明義堂」講座 歴史書はこう創られた―『南部史要』と原敬―」の講演原稿をもとにまとめたものである。講演を主催された盛岡市中央公民館、所蔵史料閲覧の便を図られたもりおか歴史文化館のご厚意に感謝を申し上げます。

(1)

根拠の立脚点を明記すること自体は、近代以前の著述・編纂物でも出典文献を凡例に列記、あるいは文中に注記することがなされ、さらに近代以降の歴史学の洗礼を受けた叙述では、実証主義の本分として、史料・参考文献の明記が学問的手続きとして徹底されてきた。本来、研究は著者の独自見解を示す場合でも、根拠となる史料、信頼できる先行研究を踏まえなければならず、参考とした情報を明記する必要がある。このため、参考文献リストや注記の充実が必要となる。また研究史を踏まえ先行研究への言及も欠くことはできないであろうし、史料は自分の目によって読み直されなければならない。このような技法について、現在の人文科学、史学側からの見解や言及は、小笠原喜康『最新版 大学生のためのレポート・論文術』（講談社、二〇一九年）二二五・二二六頁、および、村上紀夫『歴史学で卒業論文を書くために』（創文社、二〇一九年）一四四～一六五頁を参照のこと。検証が可能で、読者に広く情報を提供するものであること、さらに、著作権や著作隣接権を遵守することを示すためにも、研究者が叙述の根拠を明示することは不可欠で、怠ることはできないことが、右記書物でも示されるように学界の趨勢、強い見解である。

兼平賢治『南部家』（吉川弘文館、二〇二三年）は、「家から見た江戸大名」なる大名個人や大名の「家」に焦点を当てたシリーズの第二回配本だが、そもそもこの種の大名家・藩を取り上げた刊行物は、かつて児玉幸多氏や木村礎氏が編者となり、多くの研究者が執筆して人物往来社から発刊された『物語藩史』（一九六四～一九六六年）や『大名列伝』（一九六六～一九六七年）、『物語藩史』の続編として新人物往来社から刊行された『新編物語藩史』（一九七五～一九七七年）、そして現代書館が二〇〇五年から刊行を継続している『シリーズ藩物語』といった、本稿で取り上げる明治末期に刊行された藩史や

歴史書はこう創られた

戦後藩政史研究の成果、他藩・他地域とのつながりなど広い視野をも盛り込んだ好企画が思い浮かぶ。このシリーズが新味を出すのであれば、これまでの研究で峻別困難、不可分なものとされてきた「藩」と「御家」、政機関と家政機関の関係性について明確にし、言及しなければならぬだろう。しかし、『南部家』を見る限り、結局旧来の藩・近世大名研究と何が異なるのか、その相違点、峻別に成功しているとは思えず、右記先行のものと同コンセプトがどのように異なるのか、編者・著者のまえがきを読み、内容を見ても、明確ではないように思える。

同書には史料を除く、参考・引用文献に関わる脚注、注記がなく、論述の参考とした文献等がなにかという点が曖昧、ないし明らかではない。参考とした情報が明記されないため、『盛岡藩』では、既発表の研究業績、たとえば論文、図録など類似する内容の観点が記された先行研究を適切に紹介していないことが多い。

たとえば、それまで地元でもあまり関心を持たなかった盛岡藩について新たな見方が提示され始めたのは、二〇一一年に南部家の史料を研究・展示するために、盛岡市が設置したもりおか歴史文化館の牽引によるところが大きい。その展示内容や発刊された図録は、所蔵史料の調査研究に基づき、それまでの盛岡藩研究が打ち出し得なかった注目すべき点があり、南部家や盛岡藩の研究を標榜するならば、その動向を重視すべきである。同書で示される盛岡藩の歴代藩主とその藩政というコンセプトも、同館の企画展で似通った言及と展示がすでに行われており、図録（もりおか歴史文化館活性化グループ編集・発行『もりおか歴史文化館企画展図録 盛岡南部家の生き方 第1部―乱世を切り抜けた南部家と盛岡のはじまり―』『同 第2部―揺らぐ盛岡藩に立ち向かう南部家―』『同 第3部―盛岡藩の終焉と南部家が繋ぐ未来―』、二〇一六～二〇一八年）も刊行されている。藩主の個性やその政治の

特色を強調し藩や藩政を俯瞰するという類似の観点が先行して示されているのであれば、後発の『南部家』が右の図録について参考文献や研究史の整理のなかで言及し、相違点を明示すべきであろう。

このような傾向は一般の論考にも及ぶ。これは拙稿に関連する点が非常に多い。まず、寛文四年（一六六四）に発生した幕府裁定による盛岡・八戸両藩の分立（兼平氏のいう「南部騒動」）について、筆者は「盛岡・八戸両藩の分立―経緯の再検討と考察―（上）・（下）」（『弘前大学国史研究』一二・一二二、二〇〇六・二〇〇七年）を著し、また「雑書がない―盛岡藩家老席雑書」考」（『青山史学』四一、二〇二三年）でも改めて彼の論旨が成立しないことを明らかにしている。『南部家』では五二―五五頁、および五九頁―六二頁では、拙稿と記載内容が同種の史料を用いて記述するが、拙稿に対する言及はない。また同書一五―一二七頁で述べられる中期藩政改革との関連性は、筆者も「大名はなぜ古文書を手に入れたのか―盛岡藩のアーカイブズ政策をめぐって―」（『古文書通信』一〇七、学校法人NHK学園、二〇一五年）、「近世大名南部家が向き合った「歴史」―歴史の捉え方とアーカイブズ政策展開の側面から―」（『弘前大学国史研究』一四〇、二〇一六年）で言及している。特に中期藩政改革の一つの特色である古文書収集や編纂事業については、前記拙稿「近世大名南部家が向き合った「歴史」―歴史の捉え方とアーカイブズ政策展開の側面から―」の「二 古文書と領主権威の不思議な関係―南部利視による藩政改革との関連性―」で詳細に論じたが、『南部家』では一二二―一二七頁でこの点に触れたにもかかわらず、参考文献に拙稿を挙げていない。同書一三三―一三四頁では、南部利視が前田家との関係を進化させる中、諱に前田家の通字「利」を用いたと述べるが、拙稿「南部と前田」（『青山史学』三五、二〇一七年）でも、史料から経緯等を詳細に論じて『南部家』と異なる見解を示し、さらに兼平氏が同書で言及していない、

後代に両家関係が一層深まり申し入れが不要になったことも明らかにしたが、この点も『南部家』では言及されていない。

加えて、『南部家』一五三―一五四頁にみえる南部利敬の官位昇進内願は、拙稿「近世大名の身分と格式―盛岡・南部家の場合―」（『日本歴史』五九九、一九九八年）でも紹介しているところだが、藤田覚氏が兼平氏と同じ史料を引用したうえで、兼平氏と同様、大名官位がその領内統治に強く作用したという見解を以前に発表している（『近世後期の武家官位と天皇』、『近世政治史と天皇』吉川弘文館、一九九九年）。後発の兼平氏が史料を引用した箇所や論の趣旨が似通っており、その違いは本来明記されて然るべきものである。加えて、言及のもとになった「御国」「他国」「異国」からみた一七・一八世紀の盛岡藩の「国政」「御国之風儀」（浪川健治・小島康敬編『近世日本の言説と「知」―地域社会の変容をめぐる思想と意識―』清文堂出版、二〇一三年）、前掲『近世武家社会の形成と展開』（該当箇所は三四八―三四九頁）でも、藤田論文に関する記載が一切ないことには、大きな疑問符を付けざるを得ない。また『南部家』一四七―一五〇頁の南部利謹廃嫡事件については、筆者が『古文書を読む 二〇二二年度読実践コース 解説ノート』三二号（学校法人NHK学園、二〇二二年）三四―四一頁で、兼平氏と同じ「盛岡藩家老席雑書」を用いて経緯を述べている。通信教育教材という入手しにくいものだが、刊行前に発表されたものでもあるので、読者において入手可能なならば参照されたい。また、『南部家』四頁―六頁で論じられた有名な天正一八年（一五九〇）七月二七日付豊臣秀吉朱印状については、古くは大正前期の吉田東伍による言及（『戦国以来江戸時代の奥州』、日本歴史地理学会編『奥羽沿革史論』仁友社、一九一六年、三七三―四三二頁）以来、それに触れた論文は枚挙に暇がなく、また多くの史料集でも解説されてきた。筆者も責任明記のある書籍で、二度にわたりこの朱印状に言及（『江戸時代初期における領知朱

印状と大名―寛永朱印改における南部家の事例を中心に―、大野瑞男編『史料が語る日本の近世』吉川弘文館、二〇〇二年、および「豊臣政権と北奥大名南部家」、山本博文・堀新・曾根勇二共編『偽りの秀吉像を打ち壊す』柏書房、二〇一三年）している。『南部家』では逐条的に史料内容の趣旨を要約したともみられる部分を含むが、拙稿のほか多くの先行研究が同様の試みをしたにもかかわらず、それらの存在にも一言もない。この点は文禄二年（一五九三）に肥前名護屋から南部信直が娘婿八戸直栄に宛てた書状について（七～九頁）もいえる。「日本之つき合」に苦しむ信直の感情が表出したこの書状も過去多く取り上げられている。南部家の名護屋出陣について直接取り上げた論文は、東北の他大名と併せたものなら藤木久志「中世奥羽の終末」（小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』東京大学出版会、一九七八年）、長谷川成一「文禄二年五月「誓紙一卷」と奥羽大名」（『北奥羽の大名と民衆』清文堂出版、二〇〇八年）、拙稿「なこやより、信直」―奥羽大名がみた「唐人」とその影響―（『弘前大学国史研究』一四二、二〇一七年）がある。が、長谷川氏以外の論考への言及は全く存在しないし、参考文献にも挙げられていない。加えて、南部家の家格問題については、大名家格研究の基本的文献の一つでもある笠谷和比古「武士の身分と格式」（朝尾直弘編『日本の近世第七巻 身分と格式』中央公論社、一九九二年）が近世中期の家格問題について詳しく論じているし、また拙稿「近世大名の身分と格式―盛岡・南部家の場合―」（『日本歴史』五九九、一九九八年）でも言及し、さらに、新しい見解も含んでいる「八戸南部家にみる大名の家格問題」（『八戸市博物館研究紀要』第二三号、二〇〇九年）において、『南部家』でも取り上げられた近世後期、南部利敬の時期の家格問題について言及している。もちろんこの論文も『南部家』の参考文献に記載がない。さらに『南部家』一七四―一七五頁で取り上げた南部利済の少将昇進は、拙稿「松前復領期における盛岡藩の蝦夷地派

歴史書はこう創られた

兵準備態勢」（『青森県史研究』第四号、二〇〇〇年）で言及している。少将叙任における藩内への影響について、氏の著書と拙稿は観点が違うかもしれないが、同じ事象を取り上げたことについて何ら言及がない。

兼平氏は参考文献の扱いについて「本書で特に取り上げたものを中心に掲載し、そのほかは紙幅の関係で省略した。本書を執筆するにあたり、そのもとなつた拙著・拙稿で紹介していることから「海客ありたい」（一九六頁）としている。まず、既発表の著作と『南部家』とは別物であるはずで、改めて既発表の論考と別に、記述に用いた参考文献記載がなされるべきだろう。さらに右記のような「本書で特に取り上げたもの」について言及している既発表の論考に関し、明記されていないものも多い。右に記されたように、リストから捨象された論文の存在も知悉し、執筆にあたり目を通してある程度参考にしておきながら、それを紙幅の関係を理由として省略し明示しないことは、学問的には、原則としてあつてはならないことである。

筆者が多くの南部家・盛岡藩に言及した論文・講演を行っていることはご存じの向きもあるだろう。事前に地方自治体、博物館などの主催者の広告等で開催を公表し、論述の主旨は参加者にレジュメとして配布しているが、聴衆が限られ、論旨に不備な点の多い講演はともかく、論文は一定の水準を満たす学界誌・大学などの紀要などに投稿され、公表されている。最近では国立情報学研究所のNII学術情報ナビゲータ（CiNii）や学術機関リポジトリデータベース（IRDB）、国立国会図書館のNDL Searchなどの論文検索機能もあるから、検索も容易である。

技法を徹底する、それを目指すことが研究者の責務である。とはいえ、人間のすることは完璧を期しても不完全である。甚だ至らない筆者も、論考で、本来は目を通すべき文献に目を通していないとか、論旨が似通っていると、指摘をうけることもありうるが、研究史の記載や参考文献の注記には今後も

おおいに意を払うつもりである。

- (2) 明治時代の修史や維新史料編纂過程については、坂本太郎『日本の修史と史学』（至文堂、一九六六年）、大久保利謙『大久保利謙歴史著作集7 日本近代史学の成立』（吉川弘文館、一九八八年）所収の諸論文の他、桑原伸介『近代政治史料収集の歩み―復古記を中心―明治初年の官撰修史事業』（『参考書誌研究』一七、一九七九年）、同『近代政治史料収集の歩み―重野安繹と編年史編修の中止』（『参考書誌研究』一八、一九七九年）、同『近代政治史料収集の歩み―三井上毅と修史事業の再建』（『参考書誌研究』二二、一九八一年）、伊東多三郎『明治維新史料編纂事業の展望』（同『近世史の研究 第三冊 文化論・生活論・学問論・史学論』吉川弘文館、一九八三年）、宮地正人『政治と歴史学―明治期の維新史研究を手掛りとして』（西川正雄・小谷汪之編『現代歴史学入門』（東京大学出版会、一九八七年）、箱石大『維新史料編纂会の成立過程』（『栃木史学』一五、二〇〇一年）や、マーガレット・メー（千葉功・松沢裕作訳者代表）『歴史と国家』（東京大学出版会、二〇一七年）、浅井良亮『明治を編む―維新史料編纂事務局による維新史料の蒐集と編纂』（『北の丸』五〇、二〇一八年）などを参照されたい。
- (3) 明治期の旧大名家の歴史編纂事業に関する論究の蓄積は昨今増えつつあり、特に幕末維新史料編纂についての政府・宮内省の動きとの関連、あるいは自主的な編纂事業などに言及するものなどがある。たとえば、広田暢久『毛利家編纂事業史（其の一）』（其の四）』（『山口県文書館研究紀要』三・六八、一九七四・一九七九・一九八一年）、日比野利信『維新の記憶―福岡藩を中心として―』（明治維新史学会編『明治維新と歴史認識』吉川弘文館、二〇〇五年）、稲葉継陽『熊本大学寄託永青文庫細川家史資料の構成と歴史的位置』（森正人・稲葉継陽編『細川家の歴史資料と書籍―永青文庫資料論―』吉川弘文館、二〇一三年）、寺尾美保『明治期島津家における家史編纂事業―大名華族

による「国事執筆」始末取調』（松沢裕作編『近代日本のヒストリオグラフィ―山川出版社、二〇一五年）、石井裕『水戸藩史料の編纂と徳川斉昭の贈位―明治期における水戸藩の顕彰』（羽賀祥二編『近代日本の歴史意識』吉川弘文館、二〇一八年）、宮下和幸『勤王』が地域にもたらしたもの―近代における「旧藩」の編纂事業とその叙述―（加賀藩研究ネットワーク編『加賀藩政治史研究と史料』岩田書院、二〇二〇年）、山崎一郎『明治前期における毛利家の修史事業と毛利敬親の伝記編纂』（『山口県文書館研究紀要』四八、二〇二一年）など。

- (4) 「旧藩史観」については、大久保利謙『王政復古史観と旧藩史観・藩閥史観』（『法政史学』一二、一九五九年。のち、前掲『大久保利謙歴史著作集7 日本近代史学の成立』所収）、日比野、前掲『維新の記憶―福岡藩を中心として』、同『旧藩史観』再考（『九州歴史科学』四五、二〇一七年）に詳しい。大久保、前掲『王政復古史観と旧藩史観・藩閥史観』。「旧藩」の社会については、大久保論文ののち、柳教烈『華族と地域―明治憲法体制の確立期を中心に』（『神戸大学史学年報』一〇、一九九五年）、後藤致人『明治における華族社会と士族社会―明治の「お家騒動をめぐる」』（『昭和天皇と近現代日本』吉川弘文館、二〇〇三年）、真部将之『明治期「旧藩士」の意識と社会的結合―旧下総佐倉藩士を中心に』（『史学雑誌』第一一四巻一号、二〇〇五年）、高木博志『郷土愛』と「愛国心」をつなぐもの―近代における「旧藩」の顕彰―（『歴史評論』六五九、二〇〇五年）、布施賢治『育英事業と人材観 最上育英会と旧藩意識・士族意識・実業との関係から』（『米沢史学』二五、二〇〇九年）、落合弘樹『旧藩主家近代史料の研究―廃藩置県と旧藩社会』（『明治大学人文科学研究紀要』第六九冊、二〇一一年）がある。また、九州史学研究会が二〇〇九年一〇月に「大名華族と旧藩意識」というテーマで大会を開催し、その成果を『九州史学』第一五九号（二〇一

年)としてまとめており、四篇の論考(小川原正道「福沢諭吉の地域開発論と華族―中津・延岡・福岡を例に―」、野島義敬「大正・昭和期における有馬頼寧と「旧藩地」人脈の形成」、内山一幸「新たな大名華族像を求めて」、内藤一成「大名華族と旧臣会をめぐる若干の考察」と、山口輝臣氏の巻頭言、落合弘樹、中野等、吉田昌彦三氏のコメントを掲載している。その後の代表的研究としては、内山一幸『明治期の旧藩主家と社会―華士族と地方の近代化―』(吉川弘文館、二〇一五年)、同『旧藩主家と旧藩社会』(『歴史評論』八六四、二〇一二年)、宮間純一「旧藩社会と旧藩意識」(同上)がある。

- (6) 同書は昭和三〇年代以降なかなか復刻されている。有益な書物であるにもかかわらず、残念ながら現在は絶版となっており、復刻が望まれる。筆者の書架には、一九八〇年に盛岡市の熊谷印刷出版部が刊行した復刻本があるが、本稿では、国立国会図書館デジタルコレクションで、画像ファイルで閲覧、ダウンロード可能な原敬寄贈の初版本(菊池悟郎編輯兼発行、一九一一年、<https://dlndi.go.jp/pid/763427/1/1>)を用いる。以下、本稿掲載のインターネットアドレスは、本学図書館の契約するデータベース「朝日新聞クロスサーチ」を検索して確認した『東京朝日新聞』の記事、および、情報が寄せられ確認を行った注(127)を除き、すべて二〇二三年一月一日の閲覧時点を確認できたものである。

- (7) 代表的なものとして、前田蓮山『原敬伝』上巻・下巻(高山書院、一九四三年)、服部之総『明治の政治家たち―原敬につらなる人々―』上巻・下巻(岩波書店、一九五〇年・一九五四年)、三谷太一郎『日本政党政治の形成―原敬の政治指導の展開―』(東京大学出版会、一九六七年)、テツオ・ナジタ『原敬―政治技術の巨匠―』(読売新聞社、一九七四年)、川田稔『原敬 転換期の構想』(未来社、一九九五年)、山本四郎『原敬 政党政治のあけぼの』(清水書院、一九八四年)、同『評伝 原敬』上巻・下巻(東京創元社、一九九七

年)、季武嘉也『原敬―日本政党政治の原点―』(山川出版社、二〇一〇年)、伊藤之雄『原敬 外交と政治の理想』上・下(講談社、二〇一四年)、同『真実の原敬 維新を超えた宰相』(講談社、二〇二〇年)、清水唯一朗『原敬「平民宰相」の虚像と実像』(中央公論新社、二〇二二年)を挙げておく。家族の筆による伝記、あるいは家族からみた原敬像については、養嗣子の原奎一郎(貢)が著した『ふだん着の原敬』(毎日新聞社、一九七一年、同じく原奎一郎著・原敬遺徳顕彰会編集発行『原敬』(一九七六年)がある。また、地元盛岡で発行された伝記としては、菊池武利『一山―政党人・原敬』(岩手日報社、一九九二年)、木村幸治『原敬日記をひもとく 本懐・宰相原敬』(熊谷印刷出版部、二〇〇八年)がある。なお、原敬研究の基本史料文献である『原敬日記』は一九六五年、全六巻で福村出版から刊行されたが、その後一九八八年、原本の影印本が、岩壁義光・広瀬順昭両氏を編者に北泉社から刊行(『影印原敬日記』全一七巻)されており、本稿でもこれに拠った(以降、『影印原敬日記』の本稿での出典明記は、該当巻と頁数のみとする)。また、原宛の書翰や書類、手稿等を含む『原敬関係文書』(日本放送出版協会より一九八四年から一九九一年にかけて刊行)の意義と研究史の概要は、伊藤之雄『原敬関係文書』の発見と意義(『日本史研究』六七〇、二〇一八年)に詳しい。なお、前田蓮山『原敬伝』は、国立国会図書館デジタルコレクションの保利耕輔氏寄贈本(<https://dlndi.go.jp/pid/1880354/1/1>、<https://dlndi.go.jp/pid/1880362/1/4>)によった。

- (8) 伊藤、前掲『原敬 外交と政治の理想』下、一三二―一四四頁、および『原敬研究資料(五一) 原敬日記を繙く 第四十七回企画展 原敬と南部盛岡藩―「南部史要」と「原敬日記」を通して―』(原敬記念館、二〇一一年)、『原敬研究資料(六二) 原敬日記を繙く 第五八回企画展 近代南部家と原敬』(原敬記念館、二〇一七年)。

歴史書はこう創られた

- (9) 「原家戸籍綴」(『原敬研究資料』(六七) 原敬日記を繙く 原敬百回忌 特別企画展(前編 疾風怒濤の前半生) 原敬記念館、二〇二二年、五頁)。
- (10) 千葉優「原敬と華族」(『一山』二九、三一、二〇〇二年)、同「原敬と華族―南部家との関係を中心に―」(『弘前大学國史研究』一一五、二〇〇三年)。論題の前提としての言及であり、詳細に原家歴代に言及しないことを難じる向きもあるが、近世以来の原家と南部家の関係について論じる上で、盛岡藩の近世藩政史料の記述を踏まえた検討は評価に値する。
- (11) 前掲『原敬研究資料』(五一) 原敬日記を繙く 第四十七回企画展 原敬と南部盛岡藩―「南部史要」と「原敬日記」を通して―、『原敬研究資料』(六二) 原敬日記を繙く 第五八回企画展 近代南部家と原敬、および『原敬研究資料』(六三) 原敬日記を繙く 原敬記念館開館六〇年記念・原敬記念館第五九回企画展 戊辰戦争と原敬(原敬記念館、二〇一八年)。
- (12) 前田、前掲『原敬伝』上巻、三〇八頁。前田が詳細に原家の来歴に言及したことは評価されるべきだが、叙述のもとになった史料についての記載はなく、この点を検証しないまま、原の生い立ちに関する言及を行ってきた近代史研究者たちの手法は、あまり実証的とはいえない。
- (13) なお、原敬記念館では、二〇二三年一月二日から翌年一月四日の会期で、敬の兄である原恭家に伝わった文書類を紹介する「第六六回企画展 原敬のご先祖様―盛岡藩士・原家の歴史―」を開催した。この展示の概要は『原敬研究資料』(七十二) 原敬日記を繙く 第六六回企画展 原敬のご先祖様―盛岡藩士・原家の歴史―(原敬記念館、二〇二三年)を参照のこと。
- (14) 服部之総『明治の政治家たち―原敬につらなる人々―』上巻(岩波書店、一九五〇年)一八―一九頁。服部は公家出身の西園寺公望を言及から除く。また原を「家老の孫」ではなく「子」とする誤りを犯している(原の父直治政中は、家老に就いていない)。
- (15) なお、前掲拙稿「江戸時代初期における領知朱印状と大名―寛永朱印改における南部家の事例を中心に―」において、管見において糠部郡という地名を確認できたのは、寛永一〇年六月一日付の、南部重直が家臣山田九郎兵衛に對して発給した知行宛行状(「系胤譜考」や、もりおか歴史文化館蔵)を下限とした。その後原家の旧蔵文書と思われる「御判物類書上帳」(岩手県立図書館蔵)のなかに、原政澄へ糠部郡福田村・長瀬村において知行一〇〇石を与える旨の寛永一〇年九月五日付南部重直知行宛行状・百姓高書を見出した。現在のところ、筆者の管見において、糠部郡という中世以来の郡名が確認できる下限はこの史料である。この点については、筆者の博士学位論文「近世国家における奥羽大名」(青山学院大学博士論文乙第二三〇号、青山学院大学図書館蔵、二〇一九年、未公刊)三一七頁・注(48)において指摘した。なお、既述した原敬記念館の「第六六回企画展 原敬のご先祖様―盛岡藩士・原家の歴史―」には、敬の兄原恭家の所蔵文書として、知行宛行状の原文書(原律子氏蔵)が出陳された。
- (16) 「内史略」前十二(もりおか歴史文化館蔵)。
- (17) 太田孝太郎「北川宗俊」(盛岡市史編纂委員会編輯『盛岡市史』別篇・統人物志、盛岡市役所、一九六一年、二〇―二九頁)、蝦名裕一「盛岡藩における元禄十六年「新法」事件について」(『地方史研究』第六〇巻三号、二〇一〇年)といった先行研究も、二次史料の見方を踏襲する。なお、「秘密の夢」はもりおか歴史文化館がカーボンコピーによる謄写本を所蔵している。
- (18) 本来「御記録」と称された史料については、既出拙稿「雑書がない―」(『盛岡藩家老席雑書』考)を参照されたい。
- (19) 「刑罪」(もりおか歴史文化館蔵)元禄一六年五月九日条。ちなみに慶貴への申し渡しでは、同役の北川と「新法」を企てたことが処罰理由とされている(「刑罪」同年六月二七日条)。

(20) 『原敬研究資料(四三) 原敬日記を繙く 第三十九回企画展 原敬のイマ、ムカシ―先祖の新田開発と原敬の将来展望図―』(原敬記念館、二〇〇七年)。

(21) 『盛岡藩家老席雑書(御用問雑書)』(もりおか歴史文化館蔵) 宝暦六年閏一月二日条。

(22) 前田蓮山は「直記が家督を継いだ当時の禄高は、百六十二石一斗七合であったが、彼の嗣子直治が家督を継いだ時には六十余石を増して二百六十六石八斗八升二合といふことになってゐる。ところが、この六十石はいつ加増されたか、私はその記録を見当らない。要するに、それは寛保元年の藩令によりて、直記が開墾した新田を、当然家禄に加へられた結果であらうと思ふ」(前田、前掲『原敬伝』上巻、四二頁)とするが、藩政史料を確認すると、実際には【表1】に示したとおり、芳隆の家督前、彼の祖父にあたる直記芳忠が享和三年に地方三八石を加増され、それに加え、芳隆自身が文政一〇年に新田二六石八斗余を加増されたことによる。前田の叙述がどこまで藩政史料を参照したのか明確ではない。

(23) 盛岡藩士の家格、知行・俸禄制度は、盛岡市史編纂委員会編輯『盛岡市史』第三分冊一・近世期上(盛岡市役所、一九五六年) 五五―五七頁、岩手県『岩手県史』第五巻近世篇2(杜陵印刷、一九六三年) 七四―七八〇・八一七―八五五頁、大正十三造『南部盛岡藩史略 武士の生活とその背景』(杜陵印刷、一九八三年) 二二六―二二八頁、吉田義昭・及川和哉編集『図説盛岡四百年 上巻 江戸時代編 城下町―武士と庶民』(郷土文化研究会、一九八三年) 一八五・一九四―一九六頁参照。

(24) 右記文獻に拠れば、一駄は三斗七升入りの俵で二俵を馬の背に振り分けて積んだ量に当たる。

(25) 政養(恭)の諱は、前掲『原敬研究資料(六七) 原敬日記を繙く 原敬百回忌 特別企画展(前編) 疾風怒濤の前半生』、五頁参照。なお、健次郎を名

乗っていた敬の諱は政文という。政養の諱は祖父芳隆が名付け、政養の弟たちの諱は彼自身が考えたという。

(26) 「士族一番組旧禄所務書上帳」(もりおか歴史文化館蔵)。この最終禄高により、原家は維新後の盛岡藩で中士とされ、家禄六〇俵を給された。

(27) 原誠「原敬追想(九)」『新岩手人』九三、一九三九年。

(28) 「万延元年身帯帳」(もりおか歴史文化館蔵)、「盛岡藩国住居諸士」(『岩手県誌資料・藩士(二)』所収、岩手県立図書館蔵)。

(29) 「盛岡藩家老席覚書」(もりおか歴史文化館蔵) 嘉永四年十一月二〇日条。盛岡藩士の家格に言及する中で、原家を「高知家格」とする記載を見かけるが、藩政に関連した史料を調べても、管見では「高知家格」という家格の名称は見出せない。唯一、盛岡藩の記録方の役人だった星川正甫(一八〇五―一八八〇)の私撰史書「公国史」(もりおか歴史文化館蔵)に含まれる、盛岡藩の官職について記した「官職志」という一冊に「高知家格」という記述があるが、同書は稿本で、その部分は抹消されており、この呼称は採用されなかったと判断できる。一方、前掲『南部史要』では盛岡藩の士分の者の家格について、高知・高家・平士と言及している(四二九頁)。先程の「公国史」官職志では「高家」も記載が抹消されているが、「旧藩」を知る人々が『南部史要』編纂に関わっていることから、「御新丸御番頭」の家を「高家」と呼称した可能性もあり得る。

(30) 「盛岡藩家老席覚書」 嘉永四年十一月二〇日条。なお、天保八年(一八三七)十二月に、御側頭の役職は御近習頭と名目替えになっている(『被仰出書留』もりおか歴史文化館蔵)。

(31) 「盛岡藩家老席覚書」 嘉永六年七月二〇日条。

(32) 「盛岡藩家老席覚書」 嘉永六年一〇月一日条。なお、同書十一月三日条に「御不本意二思召候得共、此節厳敷御取締二付、無御余儀御役儀休息被仰付」

歴史書はこう創られた

とあり、藩政改革による儉約励行で、芳隆が休職にされたことが知られる。同史料によれば、芳隆はこの後加判に復帰していない。

(33) 「被仰出書留」天保十一年五月十三日条。

(34) 原誠「原敬追想(十二)」(『新岩山人』九六、一九三九年)。なお、この話の続きで原敬は、幕末維新期盛岡藩の門閥家出身の家老であつた東次郎の手腕を高く評価している。

(35) 「被仰出書留」天保八年十二月十六日条。

(36) 「被仰出書留」天保九年閏四月十八日条。

(37) 「原敬日記」同日条(『影印原敬日記』第二巻、八二頁)。なお、原とともに、旧盛岡藩出身の士分出身者で、彼と同様新政府の官僚としての地位を得た菊池武夫(司法省民事局長、法学博士、奈良真志(海軍主計学校長、のち海軍主計総監、本宿宅命(海軍第三局長・主計総監、阿部浩(内務官僚、のち衆議院議員)も就任している。しかし実際には、千葉優前掲論文で指摘されているように、原は前月から、阿部らとともに、南部家の家政改革を要求する盛岡の旧家臣らに面会して要求を聴取したり、家職の人事に関与したりしている(『原敬日記』明治三十二年一月一日・同三〇日兩日条、同書、七一〜七二・七三〜七四頁、および前掲千葉優「原敬と華族―南部家との関係を中心に―」参照)。

(38) 『原敬日記』同日条(『影印原敬日記』第四巻、四九八〜四九九頁)。

(39) 千葉優、前掲「原敬と華族―南部家との関係を中心に―」。

(40) 落合、前掲「旧藩主家近代史料の研究―廃藩置県と旧藩社会―」。

(41) 高木、前掲「郷土愛」と「愛国心」をつなぐもの―近代における「旧藩」の顕彰―、および「ぶんかのミカタ 150年前の転換点 中 維新の影と主役たる市民に目を」(『毎日新聞』大阪夕刊、二〇一七年八月二十四日付)。

(42) 原誠「兄の郷土愛」(『新岩山人』二七、一九三三年)。

(43) 同右。

(44) 鈴木巖「原先生の二三」(前掲『新岩山人』二七)。筆者の鈴木(一八六六〜一九四六)は、盛岡藩士舎従の次男。兄は岩手県自由民権運動の指導者の一人舎定。新聞記者、岩手県議などを経て、衆議院議員(立憲政友会所属、岩手県第一区から第一回・第一四回・第一六回総選挙で当選三回)。昭和三年(一九三八)『新岩手日報』が発刊した際に同社取締役会長となる。鈴木経歴は、衆議院事務局編・発行『第一回乃至第三十回総選挙衆議院議員略歴』(一九四〇年)二三五頁、および、浦田敬三・藤井茂「いわて人物」よみ「新訂版」(熊谷印刷出版部、二〇〇六年)一〇七頁。

(45) 完成した藩史『南部史要』には、原家に関わる記事として、いわゆる「儒者論」(初版本一四八〜一五〇頁)、南部家三七代利用の遺体を江戸から盛岡に移送する際、敬の祖父芳隆が示した機転(同二七八〜二八〇頁)、芳隆が用人を務めた当時、足輕の待遇をめぐり尽力したこと(同二九二〜二九三頁)、盛岡城大奥造営に芳隆が尽力し、原家が家格上昇に至ったこと(同三三八〜三三九頁)などが記されている。明治四三年二月三日付の藩史編纂委員(世話人)である堀内政定から原敬に宛てた書翰(原敬文書研究会編『原敬関係文書』第三巻・書翰篇三、日本放送出版協会、一九八五年、二〇二〜二〇四頁)に添付された編纂所購入書類の目録によれば「原氏蔵秘録」なる本が購入されている。「原氏」が原敬の実家であったり、これが原家に関する叙述の典拠であったりする可能性もあるが、藩史編纂所が蔵書を寄贈した南部家の文書類を戦後引き継いだ盛岡市中央公民館の『郷土資料目録』(盛岡市中央公民館、初版一九八三年、三版一九九一年)、さらにそれを引き継いだもりおか歴史文化館の史料にも存在が確認できない。のちに記す編纂事業の「世話人」堀内政定の父が木製活字を作って版行を行ったこと(前掲『南部史要』初版本、三三七〜三三八頁)とあわせて、それらの記事はいわば藩史編纂の

スポンサー、あるいは功労者に対する、原稿をまとめた編輯人の謝意の表れだったという可能性も推測できる。

(46) 原誠、前掲「兄の郷土愛」。

(47) 「先輩のこと自分のこと(下)」(『新岩手人』四二、一九三五年)。

(48) 原と盛岡との関わり、行動を詳細にまとめた文献としては、『原敬日記』などから該当箇所を抜萃した、『原敬日記』抄2 岩手での原敬、東北での原敬(原敬記念館、二〇〇三年)がある。

(49) 「原氏と其郷里(二)」(『東京朝日新聞』朝刊、大正七年九月三〇日付)。

(50) 岩手県教育会発行兼編纂『岩手県志』(一九〇八年)二四頁。

(51) 前掲「原氏と其郷里(二)」。

(52) 同右。

(53) 同右。

(54) 『官報』第五〇一九号、明治三三年三月二九日付、一七七面(国立国会図書館デジタルコレクション、<https://dlndi.go.jp/pid/2948312/14>)。

(55) 原と選挙区盛岡との関係、選挙情勢は、宮崎隆次「政党領袖と地方名望家——原敬と盛岡市・岩手県の場合——」(『年報政治学』三五、一九八四年)が早くに発表されている。その後伊藤之雄「原敬と選挙区盛岡市・岩手県——国際環境に適應する新しい秩序観と体系的鉄道政策」(伊藤編『原敬と政党政治の確立』千倉書房、二〇一四年)が著された。同論文では、立憲政友会による岩手県内の鉄道建設推進に関して、宮崎論文と見解に差違がある。

(56) 英麿(一八五六—一九一〇)は盛岡藩主南部利剛の次男。明治三年(一八七〇)に華頂宮博経親王に随行して渡米、留学。明治一四年、大隈重信の娘熊子と結婚、同家の婿養子に入った。翌一五年、現在の早稲田大学の前身、東京専門学校(初代校長となり、そのほか早稲田中学校、早稲田実業学校両学校の校長も兼ねた。明治三二年(一八九八)衆議院議員に当選、明治三五年

(一九〇二)に再選された。その後大隈家から離縁され、南部家に復籍、帰郷。英麿の経歴は、盛岡市先人記念館編集・発行『盛岡の先人たち』(一九八七年)一八六—一八七頁。

(57) 宮崎前掲論文、および伊藤、前掲「原敬と選挙区盛岡市・岩手県——国際環境に適應する新しい秩序観と体系的鉄道政策」、同前掲「原敬 外交と政治の理想」上、二九〇—二九一頁。

(58) 前掲「原氏と其郷里(二)」。

(59) 『原敬日記』明治三三年一〇月二五日条(『影印原敬日記』第三巻、一七七頁)。

(60) 清岡(一八六三—一九二三)は盛岡生まれ。明治一五年(一八八二)岩手県に奉職。明治二七年(一九〇四)同三四年(一九〇一)盛岡市長。同三七年(一九〇四)に盛岡電気株式会社社長。なお、清岡の伝記的叙述として、子息清見が著した『清岡家の人々』(大田堂印刷所、一九六三年)がある。

(61) 「北上派」(きたかみ)は「ほくじょうは」とも、明治一八年(一八八五)設立の北上廻漕会社を基盤に、当時盛岡財界を支配していたメンバーに付けられていた名称である。「原氏と其郷里(三)」(『東京朝日新聞』朝刊、大正七年一〇月一日付)によれば、「其頃盛岡に政党関係を離れた北上派と呼ばれる一団があつて、盛岡に於る富豪階級の殆ど全部を包含し、主として実業方面に其勢力を揮ひ次第に市政政方面にも手を延ばして居た、選挙の改正さる、や、彼等一派は、盛岡が独立選挙区となつて初めて選出されるべき代議士は必ず自派の者たらざるべからず、爾後永久亦然らざるべからずとの方針を定め、直に其準備に着手した」という。

(62) 小野(一八五四—一九二〇)は盛岡生まれ。豪商小野家の分家、質屋業を営む芳野屋当主。明治三〇年(一八九七)第九十銀行取締役、同四〇年同行の筆頭株主となるも、同年七月に岩手銀行(現在の岩手銀行とは別会社だが、

前身の一つ)を設立、頭取就任。同行は同四四年に預金・貸金で、小野の没年には資本も第九十銀行を凌いだ(小野の略歴は、前掲『盛岡の先人たち』一〇〇〜一〇一頁参照)。なお、長岡高八氏によれば、明治三年(一八七〇)正月、戊辰戦争後閉鎖されていた盛岡藩校「作人館」において、文武の成績が優秀な学生が表彰された際、経学の成績優秀者に「小野慶蔵」の名がある(長岡『盛岡藩校 作人館物語』熊谷印刷出版部、一九八〇年、二二三頁)。この「小野慶蔵」が芳野屋の小野慶蔵とすれば、同時期に作人館に在籍した原敬とは同窓の関係となる。

- (63) 『原敬日記』明治三五年四月五日条(前掲『影印原敬日記』第四卷、四二〜四六頁)。

- (64) 『原敬日記』明治三五年四月二日条(同右、四七〜四八頁)。

- (65) 『原敬日記』明治三五年四月二七日条(同右、四八〜四九頁)。伊藤之雄氏は、原が明治二年(一八九六)に盛岡に帰省したのは、墓参・法事ばかりではなく、自分が衆議院議員総選挙に立候補するための状況視察も兼ねていたと穿った見方をとっているが、原が発した「私は今日の地位を以つて満足するものではありません」という一言を根拠とする推測であり、立候補を匂わせたものとするには苦しい(伊藤、前掲「原敬と選挙区盛岡市・岩手県―国際環境に適應する新しい秩序観と体系的鉄道政策」)。

- (66) 前掲「原氏と其郷里(三)」。

- (67) 原敬「明治三十五年六月七日杜陵館に開らきたる実業講話会に於ける演説」(『演説速記』羽田浪之紹発行、一九〇二年)。

- (68) 原敬「杜陵館に開らきたる盛岡市民有志大懇親会席上演説(明治三十五年八月十三日)」(『懇親会席上演説』羽田浪之紹発行、一九〇二年)。

- (69) 『原敬日記』明治三五年八月一日・同一八日条(前掲『影印原敬日記』第四卷、八二・八五〜八七頁)。

- (70) 『原敬日記』明治三六年一月二日条(同右、一七五〜一八〇頁)。

- (71) 『原敬日記』明治三六年一月三〇日・二月四日条(同右、一八八〜一八九・一九二頁)。

- (72) 『原敬日記』明治三六年三月一日条(同右、二〇〇〜二〇一頁)。『東京朝日新聞』は、この状況を原の「無競争」当選と記した。本稿でもこれに倣うことにする。

- (73) 「原敬 南部の名物、馬に苹果に鉄瓶、夫れよりも此白頭翁」(『東京朝日新聞』朝刊、大正七年九月二七日付)。

- (74) 田子(一八八一〜一九六三)は盛岡生まれ。東京帝国大学卒。明治四一年(一九〇八)内務省入省。大正一一年(一九二二)内務省社会局長、翌年三重県知事。昭和三年(一九二八)から、公職追放された一時期を除き、同三三年(一九五八)まで当選九回、この間、立憲政友会(分裂後は中島派)、大政翼賛会、翼賛政治会、大日本政治会、日本進歩党、自由党、自由民主党に所属。昭和一六年(一九四一)衆議院議長、同二七年(一九五二)第四次吉田内閣で農林大臣(田子の経歴は、盛岡市史編纂委員会編輯『盛岡市史』別篇再続人物志、盛岡市庁、一九六四年、二四八〜二四九頁参照)。

- (75) 前掲「原敬先生三十年祭記念誌」九四頁。

- (76) 高橋・田子の選挙戦については、千原文英『盛岡政戦記』(旭通信社、一九二四年、国立国会図書館デジタルコレクション、<https://dl.ndl.go.jp/pid/979703>)、田子一民「田子一民」(『田子一民』編纂会、一九七〇年)二〇七〜二三五頁。

- (77) 宮崎、前掲「政党領袖と地方名望家―原敬と盛岡市・岩手県の場合―」。

- (78) 同右。

- (79) 伊藤、前掲「原敬 外交と政治の理想」下、一四〇〜一四三頁。

- (80) 奈良岡聰智「原敬をめぐる「政治空間」―党本部・盛岡別邸・腰越別荘―」(前掲「原敬と政党政治の確立」所収)。

- (81) 宮崎、前掲「政党領袖と地方名望家―原敬と盛岡市・岩手県の場合―」。
- (82) 同右。
- (83) 木村、前掲『原敬日記をひもとく 本懐・宰相原敬』五四三～五四八頁・五七九～五八三頁。
- (84) 原の地盤形成過程については、宮崎前掲論文とはやや異なる観点の、伊藤、前掲「原敬と選挙区盛岡市・岩手県―国際環境に適應する新しい秩序観と体系的鉄道政策」による詳細な言及もある。
- (85) 『原敬日記』明治三十六年三月一日条（前掲『影印原敬日記』第四卷、二〇一頁）。
- (86) 「藩史編纂所日記」明治三十六年三月一日条（原敬文書研究会編『原敬関係文書』別巻、日本放送出版協会、一九八九年、八五頁）。
- (87) 同右。
- (88) 猪川（一八三四～一九〇八）は、藩校作人館で学び、その後教員となり、並行して『岩手新聞誌』『日進新聞』を創刊。明治一〇年（一八七七）頃から私塾「猪川塾」で漢学を教授。明治一八年（一八八五）から同三五年（一九〇二）九月まで盛岡中学校に在職。猪川については、森義真「啄木の交友録【盛岡篇】」五二（「街もりおか」五四八、二〇一三年）、藤井茂「もつと知りたい盛岡の先人 第一四回 猪川静雄 本県を代表する漢学者」（「街もりおか」六七四、二〇二四年）参照。
- (89) 三人の経歴は、岩手県姓氏^{歴史人物史}大辞典編纂委員会編著『角川日本姓氏^{歴史人物史}大辞典 三 岩手県姓氏^{歴史人物史}大辞典』（角川書店、一九九八年）、浦田敬三・藤井茂「岩手人名辞典」（財団法人新渡戸基金、二〇〇九年）に拠った。
- (90) 内村一三「『岩手の県政八十年』（熊谷印刷出版部、一九六〇年）五五六頁。
- (91) 九阜堂は現在の盛岡市中央通一丁目、株式会社三田商店本社ビル付近にあった。大正一二年（一九二三）廃業（もりおかの歴史を語る会企画・吉田六太
- 郎編集『もりおか物語（九）―内丸・大通かいわい―』熊谷印刷出版部、一九七九年、一一七～一一八頁）。
- (92) 『原敬日記』明治三十五年八月三十一日条（前掲『影印原敬日記』第四卷、九八頁）。
- (93) 『原敬日記』明治三十五年九月一三日条（同右、九九～一〇〇頁）。
- (94) 『原敬日記』明治三十六年一〇月八日条（同右、二八五～二八六頁）。
- (95) 『原敬日記』明治三十六年一〇月二二日条（同右、二九〇頁）、菊池悟郎編輯兼発行『南部中尉』（一九一三年）二七～三六頁。また、千葉優、前掲「原敬と華族―南部家との関係を中心に―」を参照のこと。
- (96) 「藩史編纂所規定」「編纂順序」（『藩史編纂所日記』明治三十六年四月条、前掲『原敬関係文書』別巻、八六・八七頁）。
- (97) 明治三十六年四月「南部藩史編纂ノ儀ニ付開申」（『藩史編纂所日記』明治三十六年四月条、前掲『原敬関係文書』別巻、八七～八八頁）。
- (98) 「藩史編纂所日記」明治三十六年四月条（前掲『原敬関係文書』別巻、八八頁）。
- (99) 「藩史編纂所日記」明治三十六年一〇月一日条（前掲『原敬関係文書』別巻、八八頁）。
- (100) 現在、この談話筆記は、「林子爵談話」（もりおか歴史文化館蔵）として残されている。
- (101) 前掲『原敬関係文書』別巻、八九頁。
- (102) 「藩史編纂所日記」明治三十七年七月一九日条（前掲『原敬関係文書』別巻、八九頁）。
- (103) 前同書、八九頁。
- (104) 明治三十七年二月の受け入れ印がある「牛馬条目留書」「南部領野馬員数増減年表」「五世伝弁安四世事蹟考」、また、馬とは直接かわりがないが、明治三十七年に書き写され南部利祥が原藏者として記されている「北松斎手扣」な

歴史書はこう創られた

どが見いだせる。

- (105) 「概況調」〔藩史編纂所日記〕、前掲『原敬関係文書』別巻、九八頁。『概況調』は「藩史編纂所日記」明治四二年条に「明治三十六年ヨリ四十一年ニ至ル藩史編纂所経費受払計算表并ニ概況調書委員諸君ノ一覽ニ供セシモノ左ニ記ス」と題された部分に含まれる。
- (106) この「史料稿本」は、現在では東京大学史料編纂所の「大日本史料データベース」(<https://www.u-tokyo.ac.jp/ships/wol/search>) から画像を閲覧、プリントアウトできる。
- (107) 前掲『原敬関係文書』別巻、七六～七七頁。
- (108) 明治三九年五月八日付原宛青木正興・堀内政定書翰（前掲『原敬関係文書』別巻、七七～七八頁）。
- (109) 同右。
- (110) 「概況調」〔藩史編纂所日記〕、前掲『原敬関係文書』別巻、九九頁。
- (111) 史談会やその影響については、大久保、前掲「王政復古史観と旧藩史観・藩閥史観」、日比野、前掲「維新の記憶―福岡藩を中心として」、白石烈「宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会（上）（下）」〔書陵部紀要〕七一・七二、二〇二〇・二〇二一年に詳しい。
- (112) 「藩史編纂所日記」明治三七年七月条（前掲『原敬関係文書』別巻、前同書、八九頁）、同「概況調」（前同書、九八頁）。「南部利敬公履歴」「南部利敬公履歴参考書類」と同名の史料は、現在でもりおか歴史文化館に所蔵されている。
- (113) 明治三七年一〇月二八日付「露国交渉事件旧功者追賞上申書」（国立公文書館蔵、請求番号 贈位〇〇二〇三二一〇〇）。
- (114) 大久保、前掲「王政復古史観と旧藩史観・藩閥史観」。
- (115) 伊藤、前掲『原敬 外交と政治の理想』下、一三六頁。
- (116) 「藩史編纂所日記」明治三七年一〇月一〇日条（前掲『原敬関係文書』別巻、九〇～九一頁）。
- (117) 太田（一八三八～一九一四）は盛岡生まれ。藩士新渡戸伝次男。太田家に養子となり、嘉永四年（一八五一）家督。御屋鋪奉行、中興小姓、使番、目付を歴任。実父の三本木原開拓にも従事。戊辰戦後、藩権少参事、大属。廃藩後上京して警視庁警部、茨城・岩手両県で郡長。明治三年（一九〇〇）から没年まで南部家の家令。略歴については浦田・藤井、前掲書三三六頁参照。
- (118) 「大阪新聞」への連載については、今のところ未確認。当時原が大阪で経営していた新聞である「大阪新報」のことを指す可能性もあり、今後の調査を待ちたい。
- (119) 「藩史編纂所日記」明治三七年一月三〇日条（前掲『原敬関係文書』別巻、九一頁）。
- (120) 小林雄吾『立憲政友会史』第二巻（立憲政友会史出版局、一九二四年）一〇～一一頁による。
- (121) 西園寺の演説は、前掲『立憲政友会史』第二巻、一五～二四頁。
- (122) 「原敬日記」明治三七年一月三一日条（前掲『影印原敬日記』第四巻、三三六～三三七頁）。
- (123) 「原敬日記」明治三七年二月五日・同二一日条（同右、前掲三三七～三四一頁）。なお、原自身の日露戦争観については、飯塚一章「原敬社長時代の『大阪新報』―日露戦争期を中心に―」（伊藤編、前掲『原敬と政党政治の確立』所収）に詳しい。
- (124) 原の挨拶は前掲『立憲政友会史』第二巻、九〇～九二頁。
- (125) 西園寺の演説は前掲『立憲政友会史』第二巻、九二～九七頁。西園寺も開戦を謳歌せず、戦争熱や排外主義を批判し冷静な対処を議員に求めた。西園寺の日露戦争前後の主張は、岩井忠熊『西園寺公望「最後の元老」』岩波書店、

二〇〇三年、九五～九八頁を参照。

(126) 飯塚、前掲「原敬社長時代の『大阪新報』―日露戦争期を中心に―」。

(127) 前掲「雑書がない―『盛岡藩家老席雑書』考―」。なお、拙稿発表後、「盛岡藩家老席雑書（御用間雑書）」の冊数に変更が生じた。二〇二一年度企画展「雑書の世界」終了後、もりおか歴史文化館では、これまで天保十二年（一八四一）の「盛岡藩御側雑書」と考えられてきた一冊の内容を精査し、「家老席雑書」の可能性が高いと判断した。「家老席雑書」の冊数は拙稿で記載した一九〇冊から一九一冊となり、「家老席雑書」を展示した同館の企画展「罪と罰 犯罪記録に見る江戸時代の盛岡」（二〇二三年八月一日～一〇月三十一日まで開催）のキャプションやその図録の記載で明らかにされた（もりおか歴史文化館活性化グループ編集・発行『罪と罰 犯罪記録に見る江戸時代の盛岡』二〇二三年、二頁）。

ところで、当該史料をめぐり、前掲『南部家』で、兼平賢治氏が「雑書」については、最近になって天保十二年の一冊を発見した（同書一頁）と記している。さらに『岩手史学研究』誌上に「天保十二年の家老席日記『雑書』の発見―家老席日記『雑書』と『覚書』の関係―」なる論文を二〇二三年一月に受理され掲載される旨を記している。右記論文は本稿執筆時点で未見だが、当該史料が右記の経緯で「盛岡藩家老席雑書」と判断されたことは、岩手県ホームページ上で公開されている「令和5年度第1回岩手県文化財保護審議会審議資料」(https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/068/242/02_singsiryopdf 二〇二三年一月六日閲覧)で、文化財保護審議会委員たる兼平氏も明記（同資料三四頁）しており、自身の著書と公文書で経緯に齟齬がある。論文の表題もまた発見経緯をめぐる誤解を招きかねない。加えて、「盛岡藩家老席雑書」と「盛岡藩家老席覚書」の関係は、前掲拙稿で先行研究（大島見一・鈴木幸彦「盛岡藩『覚書』―解題と史

料紹介―」、「岩手県立博物館研究紀要」一、一九八三年、および、鈴木宏「『覚書』について」、岩手県立博物館編集『盛岡藩『覚書』・文政十三年』財団法人岩手県文化振興事業団、一九九三年）を踏まえ明らかにしている。また、前掲「令和5年度第1回岩手県文化財保護審議会審議資料」一八～二〇頁で、兼平氏は先行研究である拙稿の内容（『青山史学』第四一号、五〇～五二頁）と酷似した記載をしている。筆者は二〇二三年三月一三日の講演（れきぶん講座 雑書がない―消えた「雑書」の謎―、於もりおか歴史文化館）ではじめてこの点に触れ、参加者に配布されたレジュメでもこの見解を記載した。さらに拙稿「雑書がない―『盛岡藩家老席雑書』考―」は、二〇二三年三月下旬発行（前年十一月末日原稿メ切）、五月には大学のリポジトリ「AURORA IR」でも公開されている（<https://www.aguinaoyama.ac.jp/repo/repository/1000/22922/22922.pdf>）。つまり、筆者が、兼平氏が二〇二三年一月に受理されたという論文や同七月下旬に岩手県へ提出した調書より先行してこの見解を示したことは明白である。

なお、「雑書がない―『盛岡藩家老席雑書』考―」の注（37）において、以前執筆した拙稿「盛岡・八戸両藩の分立―経緯の再検討と考察―（上）・（下）」において、「分載された際、粗忽なことに、章の番号を筆者が打ち間違えた」としたが、章の番号は校正子によって訂正されており、筆者の明らかに誤記であった。訂正し、関係各位におわび申し上げる。

(128) 「南部藩史編纂概況」（前掲『原敬関係文書』別巻、八三頁）。

(129) 「丙部寛永廿一年・正保五年・慶安二年抜書」（もりおか歴史文化館蔵）。なお、原本が稿本ということもあり、その記述では抹消箇所も多くある。ここではその部分を除いた形で掲げた。

(130) 「南部史要」凡例（前掲『南部史要』一頁）、前掲「丙部寛永廿一年・正保五年・慶安二年抜書」。

歴史書はこう創られた

- (131) 「藩史編纂所日記」(前掲『原敬関係文書』別巻、九三頁)、および「南部藩史編纂概況」(前掲『原敬関係文書』別巻、八三頁)。
- (132) 明治四二年三月二八日付原敬宛堀内政定書翰(原敬文書研究会編『原敬関係文書』第三巻・書翰篇三、日本放送出版協会、一九八五年、一九三頁)によれば、「扣迄ニ概況取調置候ニ付、供一覽候」とあり、「概況調」をもとにした「藩史編纂着手以降ノ概況」が添付されている(前同書一九五〜一九七頁)ことから、「概況調」は堀内の手によるものであることがわかる。
- (133) 『原敬日記』明治四〇年八月一九日条(前掲『影印原敬日記』第五巻、四五〇〜四五二頁)。
- (134) その経歴は、前掲『盛岡の先人たち』三六・三七頁(菊池義尚氏稿)を参照されたい。
- (135) 前掲明治四二年三月二八日付原敬宛堀内政定書翰。
- (136) 「藩史編纂所日記」明治四〇年四月一三日条(前掲『原敬関係文書』別巻、九五頁)。
- (137) 明治三六年七月一三日付原敬宛板垣政徳書簡(前掲『原敬関係文書』別巻、七二〜七三頁)。ただし、後述するように、板垣はそのちに盛岡へ戻り、藩史編纂に復帰している。
- (138) 前掲「雑書がない!」―「盛岡藩家老席雑書」考―。
- (139) 「藩史編纂所日記」明治四〇年七月条(前掲『原敬関係文書』別巻、九五頁)。
- (140) 前掲『原敬日記』明治四〇年八月一九日条、および「藩史編纂所日記」明治四〇年七月・八月条(前掲『原敬関係文書』別巻、九五頁)。
- (141) 「藩史編纂所日記」明治四〇年一〇月条(前掲『原敬関係文書』別巻、九五頁)。
- (142) あるいは現在「藩史草稿」として知られるもののうち、文語体の草稿が整備されている二十七代利直以前の部分が送られたか。
- (143) 「藩史編纂所日記」明治四一年六月条(前掲『原敬関係文書』別巻、九六頁)。その計報によれば、菊池は『大阪新報』『中央新聞』の編輯長を歴任、『原敬全集』『原敬全集』の編纂にもあたったが、発刊をみずに死去した(『新岩手人』三三、一九三四年)。
- (144) 明治四二年三月二八日付原敬宛堀内政定書翰(前掲『原敬関係文書』第三巻、一九二〜一九七頁)。
- (145) 前掲、明治四二年三月二八日付原敬宛堀内政定書翰。
- (146) 「藩史編纂所日記」明治四一年六月・七月二七日条(『原敬関係文書』別巻、九六頁)。
- (147) 『原敬日記』明治四二年七月三日条(前掲『影印原敬日記』第六巻、三五〇〜三五二頁)。
- (148) 前掲「藩史編纂所日記」所収「概況調」。
- (149) 「藩史編纂所日記」事業菊池ノ勉強ニヨリ大ニ進捗致シ候ニ付(明治四三年三月二〇日付原敬宛堀内政定書翰、前掲『原敬関係文書』第三巻、二〇一頁)。
- (150) 前掲、原敬「緒言」。
- (151) 原敬文書研究会編『原敬関係文書』第一巻・書翰篇一、日本放送出版協会、一九八四年、四九五〜五〇〇頁。
- (152) 同前、四九五〜四九六頁。
- (153) 同前、四九七頁。
- (154) 一方、平成二二年(二〇一〇)に原敬記念館に寄贈された菊池悟郎宛の原敬書翰には、これまで知られている原宛の菊池書翰と関連するものが多くあり、この点を裏付けることが可能である。前掲『原敬研究資料』(五一)「原敬日記を綴く 第四十七回企画展 原敬と南部盛岡藩―「南部史要」と「原敬日記」を通して―」三〜四頁で簡単な内容紹介がされている。
- (155) 明治四二年一二月一六日付原敬宛菊池悟郎書翰(前掲『原敬関係文書』第一

卷、四九六頁）、および明治四十二年二月六日付原敬宛菊池悟郎書翰（前掲

『原敬関係文書』第一卷、四九五～四九六頁）。「南部侯の歴代についての一家言」は、初代光行から近世初頭の信直に至る記事のスクラップが岩手県立図書館蔵となっている（請求番号 新二一・四一二〇）。

- (156) 明治四十三年一月七日付原宛堀内政定書翰（前掲『原敬関係文書』第三卷、一九八～一九九頁）。

- (157) 谷河尚忠手稿（原敬文書研究会編『原敬関係文書』第三卷・書翰篇三、日本放送出版協会、一九八五年、一九九～二〇〇頁）

- (158) 明治四十三年一月七日・同一六日付原宛堀内政定書翰（前掲『原敬関係文書』第三卷、一九八～二〇〇頁）、および明治四十三年一月二四日付原敬宛菊池悟郎書翰（前掲『原敬関係文書』第一卷、四九七頁）。

- (159) この時期の堀内の書翰は、前掲『原敬関係文書』第三卷、一九三～二〇四頁所収。

- (160) 前掲『原敬関係文書』第一卷・書翰篇一、四九八頁。

- (161) 明治四十三年三月二〇日付原宛堀内政定書翰（前掲『原敬関係文書』第三卷、二〇一頁）。

- (162) 明治四十三年七月二九日付原宛菊池悟郎書翰（前掲『原敬関係文書』第一卷、四九九～五〇〇頁）。

- (163) 『原敬日記』明治四十三年八月二五日・九月二日条（『影印原敬日記』第七卷、一三九～一五五～一五六頁）。

- (164) 明治四十三年一〇月一八日付原敬宛菊池悟郎書翰（前掲『原敬関係文書』第一卷、五〇〇頁）。

- (165) 『原敬日記』明治四十三年一月二三日・明治四十四年六月一日日条（前掲『影印原敬日記』第七卷、二二二頁、同前第八卷、四三～四五頁）。

- (166) 「明治四十三年 雑書 自一月至十二月」「明治四十四年 雑書 自一月至十二月」（もりおか歴史

歴史書はこう創られた

史文化館蔵）。

- (167) この時期にはいわゆる「南北朝正閏問題」が発生し、入稿の遅れもそれとの関連を想像させるが、「藩史草稿」の段階から南部家が南朝方としての活動に終始したと叙述され（十一代信長ヨリ二十代信時公マテ藩史草稿）もりおか歴史文化館蔵）、刊本もその内容を踏襲しているため、正閏問題に関連した支障は発生せず、『原敬日記』の叙述通り、全体的に内容の精査、疑問箇所補充調査、叙述の洗練に時間を要したとみられる。「南北朝正閏問題」については、とりあえず、山本四郎「南北朝正閏問題について」（『史林』第五六卷三号、一九七三年）、小山常実「南北朝正閏問題の教育史的意義」（『日本の教育史学』三〇、一九八七年）、千葉功「歴史と政治―南北朝正閏問題を中心として―」（『史苑』第七四卷二号、二〇一四年）、山口道弘「南北朝正閏論争と官学アカデミズム史学の文化史的展開（１）（２）」（『法政研究』第八七卷四号・第八八卷一号、二〇二一年）、千葉功「南北朝正閏問題再考」（『学習院史学』五七、二〇二一年）、同「南北朝正閏問題―歴史をめぐる明治末の政争―」（筑摩書房、二〇二三年）などを参照されたい。

- (168) 既出、明治四十三年一〇月一八日付書翰で、菊池は編集委員たちを「老人達」と揶揄しており、軽侮していたことがうかがえる。

- (169) 伊藤、前掲『原敬 外交と政治の理想』下、一三五～一三八頁。

- (170) E・H・カー（清水幾太郎訳）『歴史とは何か』（岩波書店、一九六二年）一七八頁、伊東多三郎「史料の党派性」（前掲『近世史の研究 第三冊 文化論・生活論・学問論・史学論』所収）。

- (171) 田中朝吉編集代表『原敬全集』上巻（原敬全集刊行会、一九二九年）一二〇～一二二頁。行の追い込み、読点の補充は筆者が行った。

- (172) 拙稿「北奥大名津軽家の自己認識形成」（『歴史評論』七五四、二〇一五年）。

- (173) 拙稿「北方史の中の津軽 93 地域対立と歴史認識」（『陸奥新報』二〇一二

年六月一八日付朝刊)。

(174) 「盛岡藩家老席覚書」明治二年正月三日条。

(175) 「万日記」、「己巳年間旧藩記事」第七、「南部百姓共并松前江脱藩歎願書之写・奥羽諸藩御所置写」(青森県史編さん近世部会編集『青森県史』近世6、青森県、二〇一五年、一七三～一七五・一七七～一七八頁)。

(176) 「盛岡藩御用人所雑書」明治二年二月二日・二三日条、および「己巳年間旧藩記事」第七、明治二年二月九日条(前掲『青森県史』近世6、一七三～一七五・一七七～一七八頁)。

(177) 「盛岡藩家老席覚書」明治二年七月四日条。

(178) 「弘前藩誌草稿」明治二年一〇月一日・十一月五日条(前掲『青森県史』近世6、二〇六頁)。

(179) 「弘前藩誌草稿」明治二年二月一〇日条(前掲『青森県史』近世6、二〇六～二〇七頁)。

(180) 前掲「弘前藩誌草稿」明治二年一〇月一日条。

(181) 津軽・南部の対立感情に関しては、近代史研究の観点から、河西英通「地域の意識—『津軽対南部』をめぐる—」(長谷川成一監修、浪川健治・河西編『地域ネットワークと社会変容—創造される歴史像』岩田書院、二〇〇八年)があり、また、思想史からのアプローチとして、鈴木啓孝「日本ナショナリズムと旧藩—『津軽』と『南部』を中心に—」(『日本思想史研究』四三、二〇一一年。のち、『原敬と陸羯南—明治青年の思想形成と日本ナショナリズム—』東北大学出版会、二〇一五年に所収)がある。鈴木論文が説くパトリオティズム(愛郷心)の鼓吹により、かつて存在した身分階層の断絶が風化していくという指摘は興味深いが、歴史的経緯やその中で形成された感覚もたらず現実の作用についての検討は残されたままであり、今後の課題となる。『旧藩』の一部出身者(盛岡藩「旧臣」出身の新渡戸稲造が例に挙げられ

ている)による旧藩が形成した感情の「超克」が存在したことが指摘されているが、論考で指摘されるように、その事例は一部に限られるし、「再生産」の継続と伝播が存在し、現在に至るまで続いてきたことは指摘しなければならぬ。なお、筆者も津軽・南部両者間の関係と歴史叙述の関連性に触れた、既出「北奥大名津軽家の自己認識形成」を発表している。

(182) 「二十六代信直公 二十七代利直公 乙部藩史草稿」(『藩史草稿』もりおか歴史文化館蔵)。読点は筆者が補った。

(183) 為信の動向は、長谷川成一「天正十八年の奥羽仕置と北奥・蝦夷島」(『北奥地域史の研究 北からの視点』名著出版、一九八八年)に詳細である。一方、信直の動向は、既出拙稿「南部と前田」で言及した。

(184) 前掲『原敬関係文書』第一巻、四九七～四九八頁。

(185) 前掲『南部史要』、五五～五七頁。

(186) 原敬「漢字減少論」「漢字減少論補遺」(前掲『原敬全集』上巻、五四六～五六三、五六七～五七三頁)。

(187) これらの時期の「藩史草稿」は、史料の抜萃、あるいは摘記のみが残されており、まとまった叙述として残されていない。

(188) 『海内周遊日記』明治四年七月一日・一日条(林茂・原奎一郎編『原敬日記 第六巻総索引・関係資料、福村出版、一九六七年、五〇～五一頁)。

(189) いわゆる「帰田法」の実施。席尾俊哉監修・『新編弘前市史』編纂委員会編集『新編弘前市史』通史編3(近世2)(弘前市企画部企画課、二〇〇三年)三〇六～三二二頁を参照されたい。

(190) 前掲の拙稿「北方史の中の津軽 93 地域対立と歴史認識」では、津軽への意識について、既出の菊池悟郎宛書翰を引いて言及したが、改めて検討すると、原や菊池の歴史観が変化したわけではなく、穏当な言葉によって処理を行おうとした点に気がついたので、見方に修正を加えておきたい。

- (191) 「藩史編纂所日記」(前掲『原敬関係文書』別巻、八五～一〇一頁)には、原からの寄付として運営経費が記録されており、また原敬関係文書中には編纂費用出納関係書類も残されている(同前、一〇七～一〇九頁)。経費を管理した枋内鑑郎、堀内政定は、編纂経費の報告を出資者である原に対して丹念に行っていた(前掲『原敬関係文書』第一巻、二八〇～二八一頁、同第三巻、一九二～一九七・一九八～二〇〇・二〇二～二〇四頁)。

- (192) 『原敬日記』明治四四年一〇月一日条(前掲『影印原敬日記』第八巻、一七八頁)。

- (193) 『原敬日記』明治四四年一〇月三日条(同右、一八四・一八五頁)。

- (194) 前掲「明治四十四年 雑書」^{自十一月至十二月}「明治四四年一〇月一六日条。なお、同史料の一〇月一六日条によれば、元藩史編纂委員で新聞記者の菅敬愛が南部別邸を訪問し、原から「旧藩史若干部」が届いているかどうかを問い合わせに來ている。おそらくは次注の新聞記事に関連するものである。

- (195) 『岩手日報』明治四四年一〇月一九日付。なお、『岩手日報』の記事は岩手県立図書館で閲覧可能な電子縮刷版を使用した。

- (196) この点に関する東北他藩の状況は、高木、前掲「郷土愛」と「愛国心」をつなぐもの―近代における「旧藩」の顕彰―、長南伸治「近代の秋田県における「秋田藩史観」形成に関する一考察―明治中後期の県内の動向を中心に―」(『風俗史学』四五、二〇二二年)、同「戊辰戦争朝敵藩旧領における旧藩評価―明治中後期の山形県庄内地方を例に―」(『米沢史学』三二、二〇一六年)がある。

- (197) 前掲『南部史要』三六六・三六七頁。

- (198) 同右、三八七～三八八・四一九～四二〇・四三二頁。

- (199) 同右、四二一～四二四・四三三・四四〇～四四三頁。

- (200) さらに、陸軍騎兵中尉であった南部家の当主利祥が、日露戦争に従軍して戦

歴史書はこう創られた

死を遂げた(『原敬日記』明治三八年三月四日条(前掲『影印原敬日記』第四巻、四八二頁)ことも、ロシアに対峙した南部家、盛岡藩というイメージにつながった可能性がある。

- (201) 「明治四十一年 雑書」^{自十二月}(もりおか歴史文化館蔵)同日条。

- (202) 国立公文書館蔵(請求番号 雑〇二三八五一〇〇)。

- (203) 『原敬日記』大正六年(一九一七)八月二十八日条(前掲『影印原敬日記』第十二巻、四一九頁)。

- (204) 同右。

- (205) 北田(一八六〇～一九三一)は盛岡藩士である十一兵衛親一の長子。はじめ巡査となり、明治二八年(一八九五)盛岡警察署長。翌年県内務部第五課長に就き、勸業の事務を掌った。同三八年下閉伊郡長、同三九年五月から翌年一月にかけてと、同四三年一月から昭和三年(一九二八)二月まで盛岡市長。北田の経歴については、盛岡市史編纂委員会編輯『盛岡市史』別篇人物志(盛岡市役所、一九五四年)二二三頁～二二七頁、および浦田・藤井、前掲書、三三〇頁参照。

- (206) 太田俊穂「焚く香の……」(太田『南部維新記―万亀女覚え書から―大和書房、一九七三年)。

- (207) 『原敬日記』大正六年(一九一七)九月八日条(前掲『影印原敬日記』第十二巻、四二四～四二五頁)。

- (208) 同右。

- (209) 「『東北征伐』というものは、あれはまったく政權(政治)の異動である。朝廷に反抗したのも何でもない。』と言って怒つて、私の前で強くそれをぐつと削られたことを記憶しております」と語っている。牛塚の談話は、前掲『原敬先生三十年祭記念誌』七五～七六頁所収。傍注を付した部分は、恐らく当日の速記者ないし校正子の誤りであろう。

(210) 鈴木、前掲「原先生の二二」。

(211) 『岩手日報』『岩手毎日新聞』大正六年九月九日付。

(212) 前掲『原敬日記』大正六年九月八日条

(213) 『岩手毎日新聞』大正六年九月九日付。

(214) 高木、前掲「郷土愛」と「愛国心」をつなぐもの―近代における「旧藩」の顕彰―。

(215) 同右。この戊辰戦争五十年の段階でも、直接刃を交えた「西南地方の人士」(前掲、『岩手日報』『岩手毎日新聞』大正六年九月九日付紙面掲載の北田親氏の祭文)に対する蟠りは解けていない。政府からのアプローチの存在のみをもって、「旧臣」たち、あるいは「旧藩」社会にまで「和解」が浸透し得たとはいえず、相互理解による根本的解決とはほど遠い状況にあった。

(216) 高木、前掲「郷土愛」と「愛国心」をつなぐもの―近代における「旧藩」の顕彰―、および長南、前掲「戊辰戦争朝敵藩旧領における旧藩評価―明治中後期の山形県庄内地方を例に―」。

(217) 東北における戊辰戦争観では、「尊王」の存在から「義」の在処という点に観点は変わったが、現在も「戊辰五十年祭」で描かれた構図の名残は存在し、再生産されている。東北地方のブロック紙『河北新報』は、この戦いを「東北の諸藩が新政府に膝を屈した」ことで「敗れて「賊軍」のいわれなき汚名を背負い、その後も負け組の意識が付いて回る」ことの契機と位置づけた。そして二〇一八年の「明治維新一五〇年」行事で「近代化」や「精神に学ぶ」という「称賛の言葉が飛び交った」ことに異議を唱え、「勝った藩が正しく、敗れた藩に正義はなかったのか」と述べ、東北諸藩を信念に従い戦った、安易に長いものに巻かれず、公正を重んじた存在と位置づけた。そして、成し遂げられた近代化の背後に戊辰の犠牲があると論じている(河北新報社編集局編『奥羽の義 戊辰一五〇年』(河北新報出版センター、二〇一九年、二・

三頁)。

(218) 伊藤、前掲『原敬 外交と政治の理想』下、一三七頁。

(219) 原誠「原敬追想(四)(五)(六)」(『新岩手人』八七・八九・九〇、一九三八・一九三九年)。

(220) 原敬記念館には、小野慶蔵に贈られた揮毫が所蔵されており(『原敬記念館』盛岡市原敬記念館、改訂版一九九七年、一八頁)、もりおか歴史文化館前の広場には、それを刻した記念碑がある。揮毫内容は左記の通り。

盛岡にて戊辰殉難者の五十年祭を営みける時、祭文を求められ、余ハ戊辰戦争は政見の異同のみ、誰か朝廷に弓を引く者あらんやと云つてその冤を雪けり、

焚く香の煙のみたれや 秋の風

敬(印)(印)

捺された落款の印文は「一山百文」「介壽莊主人」である。

(221) 前掲牛塚虎太郎談話。

(222) E・H・カー、前掲『歴史とは何か』、二七頁。

(223) 同右、一六―二二頁、および伊東、前掲「史料の党派性」。カーは戦間期のドイツ外相グスタフ・シュトレゼマンの文書をめぐる事例を、また伊東は、天正一二年(一五八四)の能登末森城の合戦における史料の多くが勝者の前田利家方の史料であること、そして幕末維新期の史料に党派性があることを説く。

(224) 同右、二五―三三・四一―七八頁。

(225) 前掲『原敬日記』大正六年八月二八日条。原は、戊辰殉難者五十年祭の開催が「風教の一端」に資するものとなることを願った。